

3 . 海外におけるグリーン公共調達制度及び環境ラベル等に関する調査

3 - 1 . 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査

3 - 1 - 1 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況

日本におけるグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)をより効率的に実施するためには、既存の環境ラベルを活用していくことが効果的であるが、法律等に具体的な環境ラベル等を指し示すことで非関税障壁として問題となる場合が考えられる。また、他国の環境ラベルとの相互認証を推進していくうえでも、相互認証の相手国における環境ラベルの取扱い状況を踏まえ、優先度合いの高い国との交渉を戦略的に展開していくことが重要である。

そこで平成 31 年度は、日本の GPP 制度における環境ラベルの有効活用の検討に資するために、海外の GPP 制度における環境ラベルの取扱いについて以下の 11 カ国・地域を調査した。なお、調査対象国・地域の選定にあたっては、過年度の本業務で GPP 制度及び環境ラベルを調査した国のうち長期間(概ね 5 年程度)が経過した国、ならびに本報告書 2 . 項で実施している技術支援の将来的な対象国となる可能性を念頭に、当該国における GPP 制度及び環境ラベル制度の成熟度が相対的に低い国・地域を選定した。

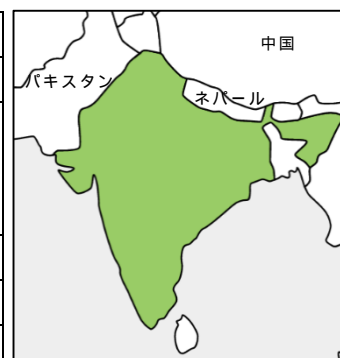
< 調査対象国・地域 >

インド、オーストラリア連邦、カナダ、シンガポール共和国、スウェーデン王国、中華人民共和国、ノルウェー王国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、香港特別行政区

1) インド

(1) 基礎データ¹

人口(万人)	121,057(2011 年)
面積(万km ²)	328 注 1)
言語	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が 21
GDP(億ドル)	27,263(2018 年)
GDP 成長率	6.8(2018 年)
政府調達支出(百万ドル)	233,272,574(2017 年)注 2)



注 1)パキスタン，中国との係争地を含む。

注2)Public Procurement in India: Assessment of Institutional Mechanism, Challenges, and Reformsより作成(レート換算：2020/2/10)

¹ 本章における基礎データは、外務省ウェブサイト及び[参考文献]FACTSHEETS ON SUSTAINABLE PUBLIC PROCUREMENT IN NATIONAL GOVERNMENTS 2017 より作成。

(2) 公共調達の法的枠組み

インドには連邦レベルでの包括的な公共調達法は存在していない。インドの公共調達を管理する法的枠組みの頂点にはインド憲法の第 299 条があり、政府を法的に拘束する契約は、その権限を与えられた担当官によって書面で執行されなければならないと規定されている。そして、一般に物品の販売/購入の契約を管理する主要な法律は、インド契約法(1872 年)と物品販売法(1930 年)にもとづいている。また、その他の商法(仲裁調停法(1996 年)、競争法(2002 年)、情報技術法(2000 年)なども公共調達の取引に適用される。

さらにインドの公共調達は、一般金融規則(General Financial Rules :GFR)²に基づき公共調達の権限が各政府機関に委任されており、独立して調達活動を実施できることとなっている。このため防衛、鉄道、電気通信、公共事業、物資及び廃棄局など多くの組織は、公共調達を管理する独自の調達マニュアルを個別に発行している。また、一般的なガイドラインとして Manual for Procurement of Goods 2017 が財務省支出局から発行されており、各省庁の調達担当者が実務において参照できるように、仕様や調達計画の策定、サプライヤー管理、入札から契約までの手順などが記載されている。

(3) GPP の実施方法

前述のとおり、インドでは組織的に統一された GPP の枠組みはなく、一時的または暫定的に、個別の政府機関独自の取組として GPP が実施されている。例えば 2010 年には、インド鉄道が客車にバイオトイレを設置するための入札が行われている。また Manual for Procurement of Goods 2017 は、技術仕様の作成にあたって、エネルギー効率局が通知する星数によるレーティングの閾値を満足するエネルギー効率の高い電気機器を調達するよう促している。

なお GPP ではないが、インドにおいても社会経済的な政策目標を達成するために公共調達が活用されている。中央政府は、通知により、あらゆる種類の商品またはサービスに必須調達を提供したり、現地で製造された商品または現地で提供されたサービスのプロモーションを理由に入札者に優先権を与えたりすることができることされており、特定クラスの織物や医療品の独占調達を行っている。また国の企業、特に農村地域での企業に調達を分散させるため、8 つの手工芸品を含む 358 アイテム³について、中小零細企業から調達することとし、排他的な購入を行うために調達予約を行っている。具体的には、入札において中小零細企業以外の企業が価格 L1 で落札した場合、中小零細企業の入札額との価格差が 15%までであれば、中小零細企業が L1 の価格で合計入札額の 20%を上限に供給することが認められる。国内製造の電子製品(パソコン、タブレット、LED など)についても優先調達が認められており、同様に、国外製造の電子製品が価格 L2 で落札した場合、国内製造の電子製品との価格差が 20%までであれば、L2 の価格で国内製造の電子製品を供給する事業者を落札者とすることができる。

² https://doe.gov.in/sites/default/files/GFR2017_0.pdf

³ <http://www.dcmsme.gov.in/schemes/Listof358itemsReserved.pdf>

(4) 環境ラベルの取扱い状況

インドには2つのタイプ 環境ラベルが存在している。

インドで最初のタイプ 環境ラベルである ECO Mark⁴は、環境に優しい製品のラベリングを目的として 1991 年にインド政府によって導入された。導入後、しばらくの間その活動を停止(停止時期不明)していたが、2019 年頃から運営を再開している。このスキームは、環境森林気候変動省の管理下にあるインド規格局(Bureau of Indian standard :BIS)によって管理されている。



2019 年 2 月現在、17 の商品分野について認定基準が設定されている(表 3-1-1.)。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)には加盟していない。

表 3-1-1. インド ECO Mark 基準

石鹼及び洗剤	食品(食用油、紅茶、コーヒー)
塗料	電気及び電子製品
紙	包装 / 包装材料
プラスチック	潤滑 / 特殊油
化粧品	医薬品
繊維	食品保存料及び添加物
電池	農薬
木材代替物	皮革
噴射剤及びエアロゾル	

出典：インド規格局ウェブサイトより作成

インドにはもう一つのタイプ 環境ラベル制度として、インド産業連盟(Confederation of Indian Industry : CII)が運営する Green Pro⁵がある。2019 年 2 月現在、13 の商品分野について認定基準が設定されており(表 3-1-2.)、72 ライセンスが認定を受けている。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。



表 3-1-2. インド Green Pro 基準

建築用ガラスまたはガラス部品	建築断熱材
建設ブロック	セメント
塗料	洗剤
タイル	建設化学品
照明システム	仮天井製品
配管器具	生コンクリート
家具	

出典：CII ウェブサイトより作成

⁴ <https://bis.gov.in/index.php/product-certification/operation-of-eco-mark-scheme/>

⁵ <https://igbc.in/igbc/redirectHtml.htm?redVal=showGreenPronosign>

インドには GPP の法律的な枠組みはなく、したがって、GPP に環境ラベルは組み込まれていない。また前述の Manual for Procurement of Goods 2017 においても、環境ラベルの活用に関する記述は見られなかった。ただし、2006 年に公表された National Environment Policy 2006⁶では、政府調達における ISO 14001 を通じた商品及びサービスの優先購入、エコラベルの相互認証が奨励されている。

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020 年 2 月現在、インドは世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定のオブザーバ資格を保持している。

2) オーストラリア連邦

(1) 基礎データ

人口(万人)	2,499(2018 年)
面積(万km ²)	769
言語	英語
GDP(億ドル)	13,379(2018 年)
GDP 成長率	2.9(2018 年)
政府調達支出(百万ドル)	43,184(2018-2019 年) ^注



注) 政府調達契約額。Department of Finance 2017, Statistics on Australian Government Procurement Contract⁷より作成(レート換算：2020/2/14)

(2) 公共調達の法的枠組み

オーストラリアでは、連邦レベルで GPP を規定した法規制はない。GPP に関連する政策としては、国家廃棄物政策 (2018 National Waste Policy)⁸が挙げられる。この政策は、リサイクル素材の使用と、リサイクル製品の需要と市場の拡大に焦点を当てており、オーストラリアの廃棄物をより適切に管理するための重要な戦略として、政府、企業、個人による持続可能な調達を強調している。

連邦政府の全ての調達の基本的なルールは連邦調達規則(Commonwealth Procurement Rules : CPR)⁹に定められている。この規則では、調達にあたって順守しなければならない規則や、透明性や説明責任を確保するための措置、入札方法などのガイダンスなどをサポートしている。4.5 項には、調達者は「Value for Money」、つまり「真の価値にお金を使う」という考えに基づいた調達を求めており、価格のみが唯一の判断指標ではなく製品・サービスが有する環性能や持続可能性のほか、製造が

⁶https://ibkp.dbtindia.gov.in/DBT_Content_Test/CMS/Guidelines/20190411103521431_National%20Environment%20Policy.%202006.pdf

⁷<https://www.finance.gov.au/government/procurement/statistics-australian-government-procurement-contracts->

⁸<https://www.environment.gov.au/system/files/resources/d523f4e9-d958-466b-9fd1-3b7d6283f006/files/national-waste-policy-2018.pdf>

⁹ https://www.finance.gov.au/sites/default/files/2019-11/CPRs-20-April-2019_1.pdf

ら使用・維持・管理・廃棄の段階で発生する費用であるライフサイクルコストなどに配慮した調達を行うことを定めている。さらに、10.9 項及び 10.12 項において、調達要件として非関税障壁となる特定の仕様や適合評価手法、商標、特許、デザインなどを要求しないことと規定しており、タイプ 環境ラベル認定製品を調達要件として指定はできないが、「もしくは、同等であること」といった文言を付す場合はその限りではないとも記されている。

他方、シドニーを州都とするニューサウスウェールズ(NSW)州は、州内の地方自治体向けに公表した「持続可能な調達ガイド¹⁰」にて、タイプ 環境ラベルであるグッド環境チョイスオーストラリアをはじめ、省エネラベル、節水ラベルなど環境ラベルの活用を積極的に推奨している。

(3) GPP の実施方法

オーストラリア政府の入札は、調達情報システムである AusTender¹¹を通じて行われている。このウェブサイトでは、計画調達、公開入札、落札された契約の詳細など、さまざまな情報が一元的に公開されており、電子入札もサポートしている。

オーストラリア連邦環境エネルギー省(Department of the Environment and Energy)は「持続可能な調達ガイド(Sustainable Procurement Guide)(2018 年改訂)¹²」を発行し、公的機関に SPP の導入・実施を推奨している。このガイドでは、SPP の定義や概要、調達の手引き、サプライヤーのパフォーマンス評価など考慮すべき観点などがまとめられており、調達指針などを作成する政策担当者向けに作られている。このガイドでは、調達にあたって考慮すべき側面として環境に加え社会(例；製造等に係る労働条件)、経済(例；製品ライフサイクルにおける運用、保守のコスト)を挙げている。また、以下のとおり持続可能な購入原則を定めている。

持続可能な購入原則

- 不要な消費を避け、需要を管理する戦略を採用する(エネルギーと水の消費を含む)
- 再利用、修理、リサイクルが可能で、再生材料を含む商品及びインフラストラクチャの購入を検討する
- 生産、使用、または廃棄のあらゆる段階に関連する悪影響が少ない製品またはサービスを選択することにより、商品及びサービスのライフサイクル全体にわたる環境への影響を最小限に抑える
- 調達の設計と実装による持続可能な製品とサービスの革新の促進
- 公正かつ倫理的な調達慣行が適用され、サプライヤーが従業員に対する法的義務を含む社会的責任のある慣行を遵守していることを確認する

¹⁰ <https://www.lgns.gov.au/files/imce-uploads/127/esstam-sustainable-procurement-guide-30.05.17.pdf>

¹¹ <https://www.tenders.gov.au/>

¹² <http://www.environment.gov.au/system/files/resources/7b8df2bd-3bb9-49cc-b417-5f2eb6e0ce37/files/sustainable-procurement-guide.pdf>

(4) 環境ラベルの取扱い状況

オーストラリアには、非営利団体である Good Environmental Choice Australia(GECA) が運営するタイプ 環境ラベル「グッド環境チョイスオーストラリア」¹³がある。2020年2月現在、26の商品分野について認定基準が設定されている(表3-1-3.)。

同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。

しかし、オーストラリアにはGPPに関する連邦レベルの法的枠組みはなく、前述の「持続可能な調達ガイド」にも環境ラベルは組み込まれていない。なお、同ガイド中の調達の手引きでは、環境ラベルは一般に、環境に関する主張と商品やサービスの資格を確認するための良い方法であり、サプライヤーの環境認証情報を識別する便利なツールであるとしながらも、環境ラベルを使用して、調達する商品またはサービスの仕様を説明することはできないとしている。その根拠として、CPRにおいて、仕様が貿易の障害となることはできず、特定の商標または商号を要求することはできないと明記されていることを挙げている。



表3-1-3. グッド環境チョイスオーストラリア基準¹⁴

接着剤、フィラー、シーラント	パネルボード
断熱材料	パーソナルケア製品
カーペット	リサイクル製品
セメント、コンクリート及びコンクリート製品	冷媒
クリーニング製品	再利用可能なビニール袋
クリーニングサービス	衛生紙製品
コピー機、プリンタ、ファックス、多機能デバイス	衛生用品
	文房具及び事務用品
床仕上げ材	鉄鋼製品
家具、建具、フォーム、マットレス	持続可能な製品とサービス(ライフサイクルアセスメントベース)
舗装材	
国際エコラベル製品	繊維及び皮革
食洗器用洗剤	ビル用断熱材
塗料とコーティング	廃棄物収集サービス

出典：GECA ウェブサイトより作成

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、オーストラリアは世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定¹⁵の締約国である。

¹³ <http://www.geca.eco/gecas-services/11477-2/>

¹⁴ <http://www.geca.eco/our-standard-list/>

¹⁵ 1995年1月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)」の附属書四に含まれる複数国間貿易協定と呼ばれる協定のうちのひとつ。日本も受諾している。複数国間貿易協定は、WTO協定の一括受諾の対象とはされておらず、別個に受諾を行ったWTO加盟国のみがこれに拘束される。(出典：外務省ウェブサイト)

3) カナダ

(1) 基礎データ

人口(万人)	3,724(2018年)
面積(万km ²)	998.5
言語	英語、フランス語
GDP(億ドル)	16,530(2017年)
GDP成長率	1.8(2018年)
政府調達支出(百万ドル)	26,209(2013年)



(2) 公共調達の法的枠組み

カナダの公共調達は財務管理法(Financial Administration Act)¹⁶に基づき実施されているが、GPPに関する特定の法律はない。カナダ政府は、2006年4月に「グリーン調達方針(Policy on Green Procurement: PGP)¹⁷」を施行し、調達方針や調達における意思決定プロセスにおいて価格や性能、品質、入手可能性と同様に、環境性能も組み込むことを要求した。同方針は2018年5月14日に変更が行われている。連邦政府機関の全ての調達活動(物品やサービス、建設)に適用され、バリュー・フォー・マネーの考えや設計から廃棄までのライフサイクルアセスメントを考慮した調達を行わなければならないとしている。

また、このPGPのほか、国家財政委員会事務局(Treasury Board of Canada Secretariat: TBS)が2017年12月に公表した「政府グリーン化戦略(Green Government Strategy)¹⁸」及びカナダ環境・気候変動省(ECCC)が2019年6月に発表した「2019年-2022年連邦持続可能な開発戦略(A FEDERAL SUSTAINABLE DEVELOPMENT STRATEGY FOR CANADA 2019 TO 2022)¹⁹」にもGPPに取り組むことが盛り込まれている。前者の政府グリーン化戦略では、公共調達をGPPに転換することで調達活動により発生する温室効果ガス(GHG)を削減し、低炭素社会の構築に貢献することを掲げており、同じくGHG排出削減に向けた行動を提示している連邦持続可能な開発戦略とも整合を図っていると記されている。さらに、調達すべき環境配慮型製品・サービスについても言及し、ライフサイクルアセスメントの考えのもとCO₂削減や持続可能なプラスチックの促進、広義な環境便益をもたらす基準に適合した製品・サービスをその一例として挙げている。また、GPPの導入を支援するために調達担当者に向けたガイダンスやツール、トレーニングの提供も目標に掲げている。一方、2019年-2022年連邦持続可能な開発戦略は、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」への対応を強化するため、持続可能性に関する優先事項や新たな目標(29の中期目標、60の短期指標等)を掲示している。前述の通り、政府グリーン化戦略と整合を図っていることから、調達すべき環境配慮型製品・サービスについては政府グリーン化

¹⁶ <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-11/>

¹⁷ <https://www.tbs-sct.gc.ca/pol/doc-eng.aspx?id=32573>

¹⁸ <https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat/services/innovation/greening-government/strategy.html>

¹⁹ http://www.fsds-sfdd.ca/downloads/FSDS_2019-2022.pdf

戦略に記されている内容を準用している。さらに、PGP とも整合を取れるよう作業を進めているとあり、PGP を中心に政府グリーン化戦略や連邦持続可能な開発戦略といった政府戦略と一体となって GPP が励行されている。

(3) GPP の実施方法

カナダの GPP では、公共事業・調達省(Public Services and Procurement Canada : PSPC)²⁰が、グリーン調達に関する情報提供や導入促進ツールの開発や促進等を行い、公共調達におけるサポートを担っている。その一環として、調達方針や調達仕様作成にあたって考慮すべき観点を取りまとめたグリーン調達チェックリストを作成している。このチェックリストには、適切な調達目標が設定されているかといった管理面のほか、製品・サービス面については 3R 設計や再生材料の使用、有害物質、包装、リサイクル、廃棄といった製品・サービスのライフサイクルを考慮した観点が挙げられている。また、調達仕様の環境基準に関するより具体的なツールの 1 つとして、商品カテゴリごとに調達スコアカードを作成し、公開している(表 3-1-4.)。この調達スコアカードは、調達時に順守を義務付ける項目や配慮されていることが望ましい項目等が設定されており、調達者のグリーン調達プロセスの簡易化を図っている。

表 3-1-4. 調達スコアカードが公開されている商品カテゴリ

No.	カテゴリ	No.	カテゴリ
1	広告サービス	28	ローカルアクセスサービス
2	建物維持管理サービス(エレベータ)	29	マネージドプリントソリューション(MPS)
3	AV 製品・サービス	30	メディアモニタリングサービス
4	衣服、繊維	31	ファクシミリ
5	業務用印刷	32	事務用品
6	統合ネットワークサービス	33	武器システムサポート(OWSS) 契約
7	宅配便及び貨物サービス	34	コピー用紙
8	データセンターサービス	35	複写機、複合機
9	デジタル衛星関連サービス	36	郵便関連機器(レンタル)
10	スキャナ	37	プリンタ
11	電気・電子消耗品	38	プリントサービス
12	イベント電子部品、計測器		プリントサービス(首都圏以外)
13	電気電子機器の廃棄物リサイクル	39	販促物
14	燃料、潤滑油	40	インフラ維持管理、インフラ工事
15	家具	41	衛星電話サービス
16	発電機	42	ソフトウェア
17	電話会議サービス	43	コンサルティング関連サービス
18	エンタープライズネットワークサービス	44	電話サービス
19	ケーブル管理システム	45	フリーダイヤル関連サービス
20	グラフィック、ウェブ、展示、デザインサービス	46	旅行
21	トナーカートリッジ		レンタカー
22	IT 機器		ホテル
23	モーター	47	車両
24	刑務所電話サービス		中型・大型トラック
25	引っ越しサービス		乗用車・軽トラック
26	語学研修	48	無線サービス
27	研修サービス		

出典 : <http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/app-acq/ae-gp/paer-cgpp-eng.html>

²⁰ <http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/comm/index-eng.html>

(4) 環境ラベルの取扱い状況

カナダのタイプ 環境ラベルとしては 1988 年に TerraChoice Environmental Marketing Inc.が国からの委託を受けて「エコロゴ」プログラムを開始したが、現在は認証、監査、製品試験など幅広い事業分野をグローバルに展開する UL Environment がこれを買収し、北米を中心に運営している²¹。2020 年 2 月現在、62 の商品分野について認定基準が設定されている(表 3-1-5.)。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。



カナダには GPP に関する国レベルの法的枠組みはないが、前述の調達スコアカードの中の一部の品目において、環境性能を満たす判断の目安としてタイプ 環境ラベルをはじめとする多くの種類の環境ラベルが参照されている(タイプ I 環境ラベル:エコロゴ(カナダ)、TCO Certified(スウェーデン) その他: ENERGY STAR、FSC(森林管理協議会)、Green Key²²など)。

表 3-1-5. エコロゴ基準²³

石膏ボードとパネル	紙製品
扉類	ペン、シャープペンシル、その他の筆記具
照明(策定中)	印刷用インク
プラスチックフィルム製品	携帯電話
シーリング材及びコーキング材	リソグラフ(平版)印刷サービス/デジタル印刷
接着剤	デジタル・カメラ
塗料・塗膜除去剤	タブレット・コンピュータ
建築表面コーティング	モバイル・ホットスポット
防錆剤	ウェアラブル電子機器
ドレイン及びグリストラップの生物分解性添加剤	再生可能低影響型電気製品
クリーニング及び防臭剤用の生物分解性添加剤	玩具
浄化槽添加剤	高調波除去トランス - エネルギー
建設製品で使用する鋼	湯沸かしボイラー - ガス式
断熱材	熱湯貯蔵タンク - 間接ガス式
クリーニング	ビル用冷暖房システム
衛生紙	洗車サービス
パーソナルケア(トイレタリー)製品	リサイクル・プラスチック製品
トイレトペーパー	粉塵抑制剤
硬質表面クリーナー	固形バイオ燃料
液体洗濯洗剤と柔軟仕上げ剤	コンポスト化可能紙袋

²¹ <https://www.ul.com/resources/ecologo-certification-program>

²² 66 カ国に展開するホテルのエコラベル。 <https://www.greenkey.global/>

²³ <https://ja.industries.ul.com/environment/certificationvalidation-marks/ecologo-product-certification>

硬質床材ケア製品	パルプ
小便器用の固形剤	板紙
プール及び温泉用の水処理製品	再生可能低影響電気製品
手洗い消毒剤	家庭用冷蔵庫
ハンド・クリーナー	家庭用ポータブル及び床ケア家電
生分解性洗剤脱脂剤	家庭用衣類洗濯機
消毒剤及び消毒洗剤	家庭用調理器具
カーペット及び布製家具洗剤	家庭用衣類乾燥機
防臭添加剤	家庭用ルームエアコン
RV車及びマリナーボート・ヨットの汚物タンク処理剤	家庭用電子レンジ
衣類漂白剤	家庭用除湿器

出典：ULウェブサイトより作成

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、カナダは世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定の締約国である。

4) シンガポール共和国

(1) 基礎データ

人口(万人)	564(2019年)
面積(万km ²)	0.072
言語	マレー語、英語、中国語、 タミール語
GDP(億ドル)	3,597(2018年)
GDP成長率	3.1(2018年)
政府調達支出(百万ドル)	7,232(2014年) ^注



注)中央政府。国有企業は含まない

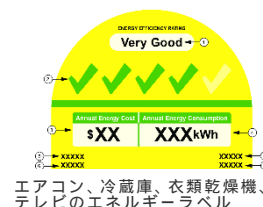
(2) 公共調達の法的枠組み

シンガポール共和国では、GPPを直接規定した法的枠組みはないが、2006年に導入されたPublic Sector Taking the Lead in Environmental Sustainability (PSTLES)にもとづいてGPPが実施されている。公共部門の機関は、このPSTLESイニシアチブのもとでエネルギー効率、水効率、リサイクルを含む環境の持続可能性に向けた対策を実施するよう奨励されている。2014年にはPSTLESイニシアチブが強化され、各省に持続可能性マネージャーの任命、2020年度の持続可能性目標(エネルギー、水、廃棄物)の設定、及び目標を達成するための資源管理計画の作成が奨励されるようになった。また政府機関は、2020年度までの太陽光発電の設置目標を設定することも奨励されている。のGPP政策は、環境水資源省(The Ministry of the Environment and Water Resources)が主導している。

なお、シンガポールでは最近になってGPPガイドラインを開発したが、まだ一般公開されていない状態にある。そのなかで定義されるGPP基準は、既存の国家ラベル制度と自主的な持続可能性基準に基づいており、必須要件となっているとの記述がある²⁴。

(3) GPPの実施方法

現在、同国におけるGPPは、PSTLESイニシアチブにもとづき実施されている。公的機関が調達する情報・通信技術機器は、最新のEnergy Star基準を満足しなければならない。国家環境省(NEA: National Environmental Agency)のMandatory Energy Labeling Scheme²⁵の対象となっている電気製品(エアコン、冷蔵庫、衣類乾燥機、テレビ、ランプ、蛍光灯用バラスト、モーター)の場合、公共部門は、より高いティック(消費者がより高いエネルギー効率の製品を特定するためのレーティングシステム)の電気製品を調達する必要がある(例: ランプとエアコンは3ティック以上)。なお、規制対象品についてはティックとともに最小エネルギー性能基準(Minimum Energy Performance Standards: MEPS)が定められており、基準を



²⁴ <https://www.oneplanetnetwork.org/sites/default/files/factsheets2017.pdf> (P128-130)

²⁵ <https://www.nea.gov.sg/our-services/climate-change-energy-efficiency/energy-efficiency/household-sector/about-mandatory-energy-labelling-and-minimum-energy-performance-standards>

満足しない製品はシンガポール国内で供給することができない。また規制対象品をシンガポールで上市する場合には、エネルギーラベルを貼付することが義務付けられている。

さらに公的機関は、シンガポール環境評議会によりシンガポール・グリーンラベルの認定を受けた白色の印刷用紙も調達するとしている。

また調達ツールとして、ワンストップ電子調達ポータルサイト GeBIZ²⁶がある。GeBIZでは公的部門のすべての入札が掲載されており、サプライヤーは入札をオンラインで送信することができるようになっている。

(4) 環境ラベルの取扱い状況

シンガポール共和国には、1992年に環境省主導で設立された、シンガポール環境評議会(The Singapore Environment Council : SEC)が運営するタイプ環境ラベル「シンガポール・グリーンラベル²⁷」がある。2020年2月現在、54の商品分野について認定基準が設定されている(表3-1-6.)。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。また(公財)日本環境協会との間で2015年10月に相互認証協定を締結しているが、対象商品分野及びエコラベル認証基準の共通基準の合意には至っていない。



表 3-1-6. シンガポール・グリーンラベル基準

セメントコンクリート製品	ドア
レンガ	土壌改良剤、成長培地、団粒及びマルチシート
タイル及びセラミックス	再生可能繊維から作られた製品
コンパクト蛍光灯(一体型)	リサイクルまたは持続可能な材料を含む製品
LEDライト	生分解性製品
標準ランドリー粉末洗剤	環境的に革新的な製品
濃縮ランドリー粉末洗剤	消火器
ランドリー用液体洗剤	自動車用タイヤ
食器用洗剤	シロアリ駆除剤
フロアクリーナー	オキシ生分解性プラスチック製
産業施設用クリーナー	環境に優しい製品
パネルボード	パーム油を含む製品
ハンドソープ	食品包装、食器、カトラリー
パルプ及び紙	食器洗浄機
修正液及びテープ	電気ケトル
コピー機、プリンタ、ファックス機、多機能機	エスプレッソ及びコーヒーメーカー
家具及び付属品	ガス炊飯器及びガス調理機器
表面クリーナー	貯湯タンク
インク/トナーカートリッジ	ヘアスプレー & ヘアジェルムース

²⁶ <https://www.gebiz.gov.sg/>

²⁷ <https://sgls.sec.org.sg/>

塗料と表面コーティング	消臭剤、スプレー、ローラー
カーペット	シェーピングフォーム&クリーム
接着剤及びシーラント	化粧品
表面被覆	ハンドドライヤー
断熱材	業務用食器洗浄機
テキスタイル	業務用洗濯脱水機
フローリング	ソーラー製品
パイプ	太陽光発電設備

出典：SEC ウェブサイトより作成

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、シンガポール共和国は世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定の締約国である。

5) スウェーデン王国

(1) 基礎データ

人口(万人)	1,022(2018年)
面積(万km ²)	45
言語	スウェーデン語
GDP(億ドル)	5,511(2018年)
経済成長率	2.3(2018年)
政府調達支出(百万ドル)	23,667(2013年)



(2) 公共調達の法的枠組み

スウェーデンの公共調達は、スウェーデン公共調達法(2016:1145) (Swedish Public Procurement Act(2016:1145))²⁸にもとづき実施されている。この法律は調達手順や入札ルール等の公共調達の基本原則を規定している。

2014年に旧スウェーデン環境管理評議会基準は、公的機関が頻繁に購入する製品とサービスを対象としたGPP基準を策定し、その基準は同年7月にスウェーデン競争局に移管され、ガイドライン「公共調達における持続可能性の基準(Sustainable criteria in public procurement)²⁹」が公開された。その後、このガイドラインは2015年に国家調達庁(The national Agency for Public Procurement)に移管され、最新版が公開されている(表 3-1-7.)³⁰

²⁸<http://www.konkurrensverket.se/globalassets/english/publications-and-decisions/swedish-public-procurement-act.pdf#search=%27Swedish+public+procurement+ACT%27>

²⁹http://www.konkurrensverket.se/globalassets/upphandling/hallbarhet/riktlinjer_hallbarhetskriterier_webb.pdf(スウェーデン語)

³⁰ <https://www.upphandlingsmyndigheten.se/en/sustainable-public-procurement/sustainable-procurement-criteria/>

基準は、業界団体、ビジネス界、利益団体、中央政府、郡議会、自治体の代表者で構成される専門家グループと協力して作成される。該当する場合、環境ラベルで使用されている基準が参考とされる。基準は法律を超える要求事項であるとしており、すなわち、必須条件ではなく、調達担当者が任意で使用するものという位置づけである。基準は9グループ37商品カテゴリ(さらに品目が細分化されている)について設定されており、調達担当者は3つの基準レベル Basic(基本レベル：法律よりも野心的)・Advanced(上級レベル：基本レベルを超える要件)・Spearhead(最前線レベル：市場で入手可能な最良の代替品)から利用可能な市場情報、ニーズ等に基づいて適用するレベルを個別に決定することができる。

表 3-1-7. スウェーデン公共調達における持続可能性の基準

商品グループ	商品カテゴリ	No	細目	
IT 及び電気通信	画像機器	1	一般的要求事項	
		2	画像機器	
		3	消耗品	
	コンピュータ及びモニター	4	コンピュータ	
		5	コンピュータとモニターの再利用・リサイクルサービス	
	AV 製品	6	テレビ	
		7	プロジェクタ	
建物及び不動産	業務用厨房	8	設計・厨房デザイン	
		9	施工・建設・点検	
		10	一般的要求事項・全厨房設備	
		11	鍋	
		12	業務用冷蔵庫、冷凍庫	
		13	業務用食器洗浄機(フードタイプ等)	
		14	業務用食器洗浄機(トンネル/コンベア)	
		15	炊飯器・鉄板	
		16	オープン	
		17	食器運搬車・分配車	
		家電製品	18	食器洗浄機
			19	冷蔵庫
			20	冷凍庫
			21	冷凍・冷蔵庫
			22	炊飯器・コンロ
			23	電子レンジ
			24	組込み式オープン
	25		回転式乾燥機	
	26		洗濯機	
	屋内照明	27	光源・照明器具	
		28	照明設計	
		29	契約	
	屋外照明	30	屋外照明製品	
		31	照明設計	
		32	契約作業	
	電気	33	再生可能エネルギー源	
	森林	34	森林管理	
	清掃及び化学製品	清掃サービス	35	清掃サービス
		化学技術製品	36	化学製品
			37	化粧品
	自動車及び輸	商品輸送	38	大型車両

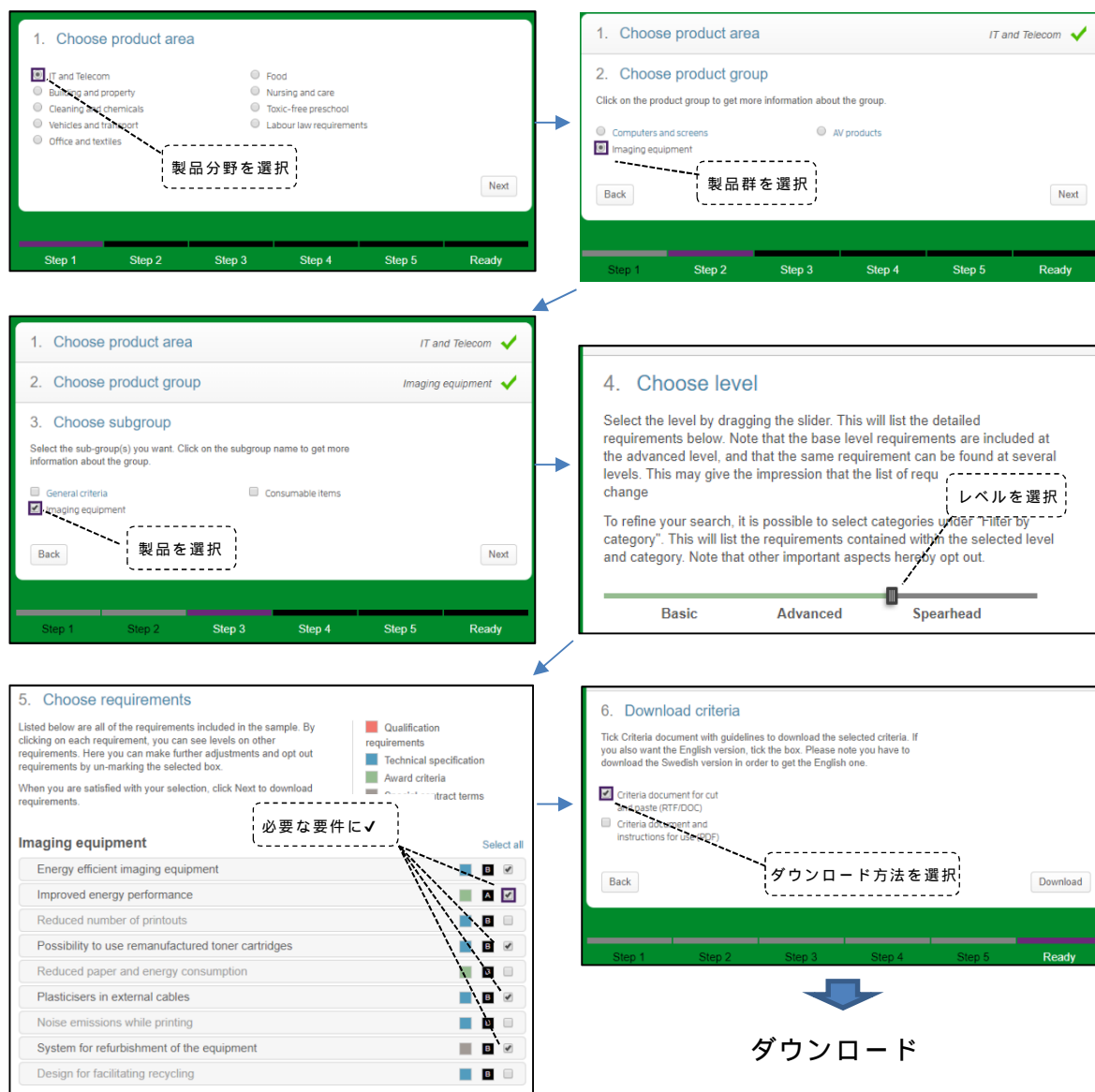
商品グループ	商品カテゴリ	No	細目	
送		39	軽自動車	
		40	自家用車	
	燃料	41	再生可能燃料	
		42	洗車	
	タイヤ	43	タイヤ	
事務所及び繊維製品	家具	44	家具	
	織物	45	織物	
	紙製品	46	ティッシュペーパー	
		47	印刷・コピー用紙	
食品	肉	48	牛肉	
		49	豚肉	
		50	羊肉	
		51	牧草飼育牛肉	
		52	牧草飼育羊肉	
		鶏肉及び七面鳥	53	鶏肉
		54	七面鳥	
	乳製品	55	牛乳	
	卵	56	屋内放し飼い	
		57	有機生産	
		58	家具付きケージ飼い	
		59	屋外放し飼い	
	魚及び貝	60	魚・貝	
	果物及び野菜	61	果物	
		62	野菜	
	穀類及び砂糖	63	パン	
		64	砂糖・米	
		65	コーンフレーク・その他の穀物製品	
	植物性脂肪	66	マーガリン及び食用油	
	コーヒー・紅茶・ココア	67	ケータリング用	
		68	自動販売機用	
		69	自動販売サービス(自動販売機を含む)	
	ILO の主要な条約と持続可能なサプライチェーンに基づく要件	70	ILO 中核基準に基づく要件	
		71	持続可能なサプライチェーン	
		食事サービス及びケータリング	72	運営
			73	梱包
	74		配達	
	厨房及びケータリング設備	75	厨房・ケータリング設備	
	コーヒー自動販売機を含む自動販売機	76	自動販売機単体	
		77	自動販売機を含む自販機サービス	
看護及び介護	医薬品	78	調剤薬品	
	医療用電気電子機器	79	一般的要求事項	
		80	麻酔・集中治療設備	
		81	医療用滅菌器	
		82	心電図装置・診断	
		83	血液透析装置	
		84	医療用冷凍機	
		85	洗浄消毒器	
		86	超音波装置	
	洗濯及び繊維製品サービス	87	契約期間中の繊維製品の購買	
		88	洗濯工程で使用する化学品、エネルギー消費、水消費	
		89	配達	
	毒性のない幼	玩具及び趣味用品	90	玩具・趣味用品

商品グループ	商品カテゴリ	No	細目
稚園	厨房及びケータリング設備	91	厨房・ケータリング設備
	家具	92	家具
	織物及び皮革	93	織物
労働法の要件	ILO の主要な条約と持続可能なサプライチェーンに基づく要件	94	ILO 中核基準に基づく要件
		95	持続可能なサプライチェーン

出典：国家調達庁ウェブサイトより作成

(3) GPP の実施方法

スウェーデンでは前述のスウェーデン公共調達法及び公共調達における持続可能性の基準にもとづいて実施される。国家公共調達庁のウェブサイトでは、この基準を活用しやすいように、要件ウィザード(Requirement wizard)³¹というシステムを用意している。画面上で6つのステップをクリックして進んでいくと、契約で使用する持続可能性基準を作成してダウンロードすることができるようになっている。



³¹ <https://www.upphandlingsmyndigheten.se/en/sustainable-public-procurement/sustainable-procurement-criteria/>

また、政府機関の環境管理に関する条例 907(Ordinance no 907 on environmental management in government agencies)³²は、州の機関は環境マネジメントシステムを構築し、GPP の実施を含むすべての環境側面の分析を実施しなければならないと定めている。

(4) 環境ラベルの取扱い状況

スウェーデンには 2 つのタイプ 環境ラベルが存在している。

北欧 5 カ国(ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデン)による北欧エコラベリング委員会 (Association Nordic Ecolabelling) が運営するノルディックスワン(Nordic Swan Ecolabel)³³は、1989 年に設立された歴史ある環境ラベルであり、1994 年の世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)の設立当初より発起団体のひとつとして加盟している。2020 年 2 月現在、60 の商品分野について認定基準が設定されている(表 3-1-8.)。また同ラベルは(公財)日本環境協会との間で、「複写機」のエコラベル認証基準の部分相互認証を 2002 年 4 月 20 日より実施している。



表 3-1-8. ノルディックスワン基準

代替ドライクリーニング	屋外使用で耐久性のある木材	印刷会社、印刷物、封筒、その他の加工紙製品
繊維部分のあるベビー用品	床仕上げ材	
ろうそく	家具と備品	充電式バッテリーと携帯充電器
車とボートのケア製品	耐油紙	再生トナーカートリッジ
化学建材	食料品店	リノベーション
食品産業用洗剤	手洗い用洗剤	衛生用品
クリーニング製品	ヒートポンプ	スキーワックス
クリーニングサービス	ホテル、レストラン、会議施設	小規模住宅、アパート、学校や就学前の建物
コンポスト化トイレシステム	画像機器	
コーヒーサービス	屋内用塗料とワニス	固形バイオ燃料ボイラー
堆肥箱	工業用洗剤及び脱脂剤	固形燃料及びキャンプ用品
パソコン	投資信託	ストーブ
建設及びファサードパネル	洗濯洗剤と染み抜き剤	マイクロファイバー清掃用品
情報用紙及び印刷用紙	業務用洗濯洗剤	衣料品サービス
化粧品	液体及び気体燃料	テキスタイル、皮革
除氷剤	公園や庭園の機械	ティッシュ
食洗機用洗剤及びすすぎ剤	オフィス文具	おもちゃ
業務用食洗機用洗剤	屋外用家具及び遊具	輸送洗浄設備
健康管理のための使い捨てバッグ、チューブ、アクセサリ	液体食品の包装	テレビ及びプロジェクタ
	写真現像サービス	白物家電

³² <http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20090907.htm>(スウェーデン語)

³³ <http://www.nordic-ecolabel.org/>

食品用の使い捨て消耗品	一次電池	窓と外部ドア
-------------	------	--------

出典：北欧エコラベル委員会ウェブサイトより作成

スウェーデンにはもう一つのタイプ 環境ラベルである TCO Certified³⁴がある。1992年にディスプレイのエネルギー消費とエミッションに重点を置いた IT 製品の世界初の環境認証としてスタートし、2020年2月現在、ディスプレイ、ノートパソコン、タブレット、スマートフォン、デスクトップPC、オールインワンPC、プロジェクタ、ヘッドセットの8つの製品カテゴリを対象としている。TCO Certifiedを運営する TCO Developmentはスウェーデンのストックホルムに本社があるが、アジアと北米にも拠点があり、世界規模で認証を行っている。TCO Developmentは、非営利で政治的に独立した組織である TCO(スウェーデン労働者同盟)が所有している。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。



EUでは、改正公共調達指令(Directive2014/24/EU³⁵、Directive2014/25/EU³⁶)により、調達者が入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品を明記することができるようになった。これを受け、スウェーデン公共調達法についても2016年に改正が行われている。以下がその該当部分である。

第9章セクション13(仮訳)

契約機関は、技術仕様、授与基準、または契約履行条件において、供給、サービス、または役務が必要な特性に対応していることを証明する、以下を満たす特定のラベルを必要とする場合がある。

1. ラベルの要求事項が、契約の主題に関連する基準のみに関係している
2. ラベルの要求事項が、契約の主題である役務、物資、またはサービスの特性を定義するのに適切である
3. ラベルの要求事項が、客観的に検証可能かつ非差別的な基準に基づいている
4. ラベルは、すべての関係者が参加できる開かれた透明な手順で確立されている
5. ラベルはすべての利害関係者が利用できる
6. ラベルの要求事項が、ラベルを申請する当事者が決定的な影響力を行使できない機関によって設定される

公共調達における持続可能性の基準では、例えば画像機器の技術仕様は、週あたりの最大エネルギー消費量(TEC値)の要件はドイツ・ブルーエンジェル DE - UZ205 または Energy Star に準拠することとしている。また検証手段の例示として、サプライヤーは要求に応じて、ノルディックスワン、ドイツ・ブルーエンジェルを提示できるとしている(そのほか、Energy Star の試験レポート等も認められている)。同様にティッシュペーパーや用紙の技術仕様では、EUエコラベルが例示されている。

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、欧州連合(EU)加盟国であるスウェーデン王国は世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定の締約国である。

³⁴ <https://tcocertified.com/japanese/>

³⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0024&from=EN>

³⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0025&from=EN>

6) 中華人民共和国

(1) 基礎データ

人口(万人)	139,000
面積(万km ²)	960
言語	漢語(中国語)
GDP(億ドル)	134,074 (2018年)
経済成長率	6.6(2018年)
政府調達支出(百万ドル)	258,429(2013年) ^注



注)中央政府。国有企業は含まない

(2) 公共調達の法的枠組み

中国の公共調達は、2002年に制定された「中華人民共和国政府調達法³⁷」及び、2015年3月に施行された、政府調達における入札の手續や契約方法を規定した「政府調達法の実施に関する中華人民共和国の規制³⁸」に基づいて実施されている。

中華人民共和国政府調達法では、政府調達を通じて発展途上地域や少数民族地域、中小企業のサポートや環境保護だけでなく経済的・社会的発展をも促進させるよう努めなければならないとしている。2004年には、財政部と国家發展改革委員会(The National Development and Reform Commission : NDRC)が共同で「省エネ商品、政府調達の実施に関する意見(財庫〔2004〕185号)³⁹」と「省エネ商品、政府調達品リスト」を發布した。本意見では、対象商品を調達する際、同等の機能を有する商品が複数存在する場合は、省エネ性能が高い商品を優先的に調達するよう要求した。そして、2006年には財政部と環境保護総局(現：生態環境部)が「環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見(財庫〔2006〕90号)⁴⁰」ならびに「環境ラベル商品、政府調達品リスト」を發布した。本意見において、全ての政府機関ならびに公共機関は環境ラベル商品を優先的に調達するよう記されており、正式にグリーン公共調達を開始された。さらに、2011年3月に公布された「第12次5ヵ年計画⁴¹」第23章第3節においても、「グリーンライフスタイルやグリーン消費の形成及び政府グリーン購入を推進する」と明示された。

(3) GPPの実施方法

中国では従来、前述の「省エネ商品、政府調達品リスト」及び「環境ラベル商品、政府調達品リスト」に基づいてGPPが実施されていた。対象機関は、このリストに掲載された商品を調達する必要があり、「省エネ商品、政府調達品リスト」に掲載されるためには中国品質認証センター(CQC)⁴²の省エネ認証(節能ラベル)、「環境ラベル商品、政府調達品リスト」に掲載されるためには中国環境ラベルの取得が必須となっていた。しかし、2019年2月に「省工



³⁷ http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-11/18/content_1892150.htm (中国語)

³⁸ http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201502/t20150227_1195516.htm (中国語)

³⁹ http://www.nea.gov.cn/2011-08/18/c_131057670.htm (中国語)

⁴⁰ http://www.gov.cn/zwgk/2006-11/17/content_445320.htm (中国語)

⁴¹ http://www.gov.cn/2011lh/content_1825838.htm (中国語)

⁴² <https://www.cqc.com.cn/www/chinese/index.shtml>

ネ製品と環境ラベル製品の政府調達実施メカニズムの調整と最適化に関する財務部の開発改革委員会と生態環境部の市場監督総局の通知」が公布され、今後は製品リストを定期的に公表せず、省エネ製品及び環境ラベル製品の政府調達に関する品目リスト管理に移行することとなった。すなわち、リストに個別製品を掲載することに代えて、対象品目のみを指定し、該当する品目については省エネ認証または中国環境ラベルの認証を受けた製品の優先調達と強制調達を実施する方法に改められた(品目と認証にもとづく調達)。これを受け、財政部と生態環境部は2019年3月に「環境ラベル製品の政府調達品目リスト」⁴³(表3-1-9.)を、同年4月に財政部開発改革委員会は「省エネ製品の政府調達品目リスト」⁴⁴(表3-1-10.)をそれぞれ公表した。

なお同通知では、これを機に省エネ製品及び環境ラベル製品の認証機関の範囲を徐々に拡大するとともに、認証機関の信用監督メカニズムを確立し、認証違反を厳しく取り締まるとしている。

表 3-1-9. 環境ラベル製品の政府調達品目リスト

商品カテゴリ		品目
1. コンピュータ機器		サーバ
		デスクトップコンピュータ
		ポータブルコンピュータ
		タブレット PC
		ネットワークコンピュータ
		コンピュータワークステーション
		その他のコンピュータ機器
2. 入出力デバイス	印刷装置	インクジェットプリンタ(MFD 含む)
		レーザープリンタ(MFD 含む)
		サーマルプリンタ(MFD 含む)
		ドットインパクトプリンタ(MFD 含む)
	モニター	液晶モニター
	グラフィック画像入力機器	その他のディスプレイ
3. プロジェクタ		スキャナ
4. 複写機		プロジェクタ
5. 複合機		デジタル複写機(MFD 含む)
6. 印刷機		複合機
7. トラック(ダンプ含む)		デジタル複合高速印刷機
8. 乗用車(セダン)		トラック(ダンプ含む)
9. バス		セダン
10. 特殊車両		その他の乗用車
11. 冷凍空調設備		マイクロバス
		その他の特殊車両
		冷凍コンプレッサー
12. 生活家電		空調ユニット
		特殊な冷凍及び空調機器
13. 照明器具		エアコン
14. ファクス及びデータデジタル通信機器		給湯器
		インテリア照明
15. テレビ機器		ファクス(MFD 含む)
		テレビ機器(テレビ)
16. ベッド		特殊機能アプリケーションテレビ
		スチール製ベッド
		木製ベッド
17. テーブル類		その他のベッド
		スチール製テーブル類

⁴³ <http://gks.mof.gov.cn/zhengfucaigouguanli/201903/P020190329702478575295.pdf> (中国語)

⁴⁴ <http://gks.mof.gov.cn/zhengfucaigouguanli/201904/P020190404409422168443.pdf> (中国語)

商品カテゴリ	品目
18.椅子、スツール	木製テーブル類
	金属フレーム椅子
	木製フレーム椅子
	その他のフレーム椅子
19.ソファ	その他のソファ
20.キャビネット	木製キャビネット
	金属製キャビネット
	その他のキャビネット
21.棚	木製棚
	金属製棚
22.パーテーション	木製パーテーション
	金属製パーテーション
23.洗面台	洗面台
24.便器	便器
25.蛇口	蛇口
26.家具	家具
27.家庭用家具部品	家庭用家具部品
28.その他の家具用具	その他の家具用具
29.綿、化繊織物、印刷及び染色染料	綿、化繊織物、印刷及び染色染料
30.コピー用紙(再生コピー用紙を含む)	コピー用紙(再生コピー用紙を含む)
31.トナーカートリッジ(再生トナーカートリッジを含む)	トナーカートリッジ(再生トナーカートリッジを含む)
32.人工ボード	合板
	ファイバーボード
	パーティクルボード
	ブロックボード
	その他の木質パネル
33.二次加工材、関連板材	合板の表面装飾パネル
	合板の表面装飾パネル(床板)
34.セメントクリンカー及びセメント	セメント
35.セメントコンクリート製品	セメント製品
36.繊維強化セメント板	繊維強化ケイ酸カルシウム板
	非アスベスト繊維セメント製品
37.軽量建材及び製品	石膏ボード
	ライトパーティション
38.建築用陶磁器製品	磁器質タイル
	コンクリートレンガ
	セラミックタイル
	その他の建築用セラミック製品
39.建築用防水膜及び製品	アスファルト及び改質アスファルト防水膜
	自己接着性防水メンブレン
	ポリマー防水ロール(シート)
40.断熱及び遮音人工鉱物材料及びその製品	無機断熱材と吸音材
	鉱物材料製品
41.機能性建築用塗料	エマルジョン塗料
42.その他の非金属鉱物製品	その他の非金属建材
43.壁用塗料	合成樹脂エマルジョン内装塗料
	合成樹脂エマルジョン外壁塗料
	その他の壁塗料
44.防水塗料	その他の防水塗料
45.その他の建築塗料	その他の建築塗料
46.ドア、敷居	ドア
47.窓	窓
48.塗料(建築用塗料を除く)	塗料(建築用塗料を除く)
49.シーリングパッキン等	シーリングパッキン等
40.プラスチック製品	プラスチック製品

表 3-1-10. 省エネ製品の政府調達品目リスト

区分	商品カテゴリ		品目		
省エネ商品 節水商品	1. コンピュータ機器		★デスクトップコンピュータ ★ポータブルコンピュータ ★タブレット型コンピュータ		
	2. 入出力デバイス	印刷装置	インクジェットプリンタ ★レーザープリンタ ★ドットインパクトプリンタ		
			モニター	★液晶モニター	
		画像入力装置	スキャナ		
		3. プロジェクタ		プロジェクタ	
	4. 複合機		複合機		
	5. ポンプ		遠心分離機		
	6. 冷凍空調機器	★冷凍圧縮機	★水冷式空調機 ★水熱源ヒートポンプ式空調機 ★臭化リチウム吸収式冷凍機		
			★空調ユニット	★マルチユニットエアコン（ヒートポンプ） ユニット（冷却能力> 14000W） ★ユニットエアコン（冷却能力> 14000W）	
				★特殊冷凍空調機 ★データセンター向け空調機(CRAC)	
		その他の冷凍空調機		冷却塔	
		7. モーター		モーター	
	8. 変圧器		配電用変圧器		
	9.★安定期		★蛍光灯安定器		
	10. 生活家電	冷蔵庫	冷蔵庫		
		★エアコン	★ルームエアコン ★マルチユニットエアコン（ヒートポンプ） ユニット（冷却能力> 14000W） ★ユニットエアコン（冷却能力> 14000W）		
			洗濯機	洗濯機	
			給湯器	★電気給湯器 ガス給湯器 ヒートポンプ給湯器 太陽熱給湯システム	
		11. 照明器具		★直管蛍光灯 道路/トンネル用 LED 照明 LED ダウンライト 一般照明用の無指向性自己バラスト LED ランプ	
		12. ★テレビ機器		★テレビ	
	13. ★ビデオ機器		★ビデオ監視機器		
	14. 食品調理機器		業務用ガス炊飯器		
	15. ★便器		★便器 ★蹲式便器 ★小便器		
	16. ★蛇口		★蛇口		
	17. フラッシュバルブ式便器		フラッシュバルブ式便器		
	18. シャワー		シャワー		

★印：GPP での調達が必要とされている項目。

(4) 環境ラベルの取扱い状況

中国のタイプ 環境ラベルは、中国生態環境部から権限を与えられ、中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC)によって運営されている「中国・環境ラベル」⁴⁵がある。2018年8月現在、101⁴⁶の商品分野について認定基準が設定されている(表3-1-11.)。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。また(公財)日本環境協会との間でエコラベル認証基準の部分相互認証を開始し、その後も対象品目を拡大し、現在はパーソナルコンピュータや複写機をはじめ13品目で合意書を締結している。



中国では、政府調達に関する品目リストを公表しているが、品目ごとのGPP基準はなく、省エネ認証または中国・環境ラベルの認証を取得した製品を調達することが必須となっている。すなわち、環境ラベルにもとづいてGPPが行われている。

表3-1-11. 中国環境ラベル基準

使い捨て食器	生コンクリート	掃除機
クレー射撃用標的	再生トナーカートリッジ	船用防汚塗料
包装用繊維乾燥剤	室内装飾用の溶剤系木材塗料	プロジェクト
再生紙製品	エアロゾル殺虫剤	スキャナ
非アスベスト建材	キッチン収納棚	照明光源
建築用ブロック	ビル装飾工事	セメント
消火器	防水膜	大型トラック
ソフトドリンク	硬質防水素材	印刷 part2 : 商業広告印刷
化学石膏製品	防水コーティング	業務用冷凍装置
エコドライブ時計	家庭用洗剤	軽自動車
防虫剤	木製及び鋼製ドア	蚊取り線香
圧力鍋	デジタル複合高速印刷機	バッテリー
空気衛生香	皮革及び合成皮革	ルームエアコン
家庭用電子レンジ	暖房用ラジエータ	パソコン、ディスプレイ
エアロゾル	木製玩具	水性塗料
ライトウォールパネル	インクジェットインク	印刷 part3 : グラビア印刷
オゾン層破壊物質代替製品	鞆	WPC 製品
建設用プラスチックパイプ	トナーカートリッジ	接着剤
磁電水処理装置	人工ボード及びその製品	オフセット印刷インキ
再生プラスチック製品	文房具	乾式電源トランス
管形蛍光灯バラスト	インクジェットカートリッジ	空気清浄機
発泡プラスチック	ワイヤー及びケーブル	電子ホワイトボード
金属溶接ガス	壁紙	繊維製品

⁴⁵ http://www.mepcec.com/renzheng_column/113.html(中国語)

⁴⁶ <http://www.mepcec.com/upload/201908/24/201908242207494090.docx>(中国語)より作成。表中に102の基準があるが、そのうち1件は「環境ラベル製品の要件に関する技術ガイドライン」(基準策定のためのガイドライン)であるため101件とした。また、CEC担当者に商品カテゴリ数を照会したところ101件との回答が得られている。

家庭用冷凍機器	印刷 part1：リソグラフィー	家具
プラスチック製ドア及び窓	カメラ	プラスチック包装製品
衛生陶器	モバイルハードディスク	ガス炊飯器
セラミックタイル	カラーテレビ放送受信機	文化紙
履物	Web サーバ	デジタル複写機（MFD 含む）
家庭用電気洗濯機	電話機	グラフィア及びフレキシソインク
陶器、ガラス陶器、ガラス食器	シュレッダー	竹製品
エコロジカルハウス（住宅）	IC レコーダー	家庭用食器洗浄機
ソーラー集熱器	ビデオディスクプレーヤー	食器消毒機
家庭用太陽熱温水システム	プリンタ、ファックス、MFD	子供用玩具
蛇口	カメラ	

出典：CEC ウェブサイトより作成(最終更新日：2018年8月)

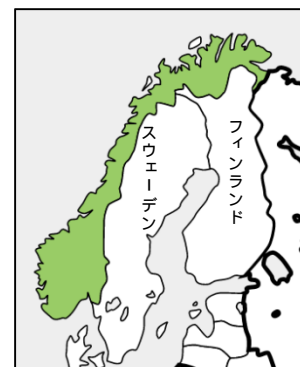
(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、中国は世界貿易機関(WTO)の加盟国であるが、政府調達協定については加入申請・交渉中であり受諾には至っていない⁴⁷。

7) ノルウェー王国

(1) 基礎データ

人口(万人)	532.8 (2019年)
面積(万km ²)	38.6
言語	ノルウェー語
GDP(億ドル)	3,988(2017年)
経済成長率	1.9(2017年)
政府調達支出(百万ドル)	23,403(2013年)



(2) 公共調達の法的枠組み

ノルウェーの公共調達は、従前の公共調達法を廃止して新たに2017年1月に発効された「公共調達法(Lov om offentlige anskaffelser (anskaffelsesloven)、LOV-2016-06-17-73)⁴⁸」と、それに基づいた「公共調達規則(Forskrift om offentlige anskaffelser

⁴⁷ 1995年1月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)」の附属書四に含まれる複数国間貿易協定と呼ばれる協定のうちのひとつ。日本も受諾している。複数国間貿易協定は、WTO協定の一括受諾の対象とはされておらず、別個に受諾を行ったWTO加盟国のみがこれに拘束される。(出典：外務省ウェブサイト)

⁴⁸ <https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2016-06-17-73?q=Lov%20om%20offentlige%20anskaffelser> (ノルウェー語)

(anskaffelsesforskriften)、FOR-2016-08-12-974)⁴⁹」(2017年1月発効)に基づいて実施されている。

公共調達法は、法の対象となる機関や、契約の種類・金額の下限等の原則を定めたものである。「5. 環境、人権、その他の社会的配慮」の章では「州、郡、市当局及び公法機関は、有害な環境影響を軽減し、必要に応じて気候に優しいソリューションを促進するために、調達慣行を組織する必要がある」と記載されており、公共調達における環境及び社会側面の考慮にも触れている。

公共調達規則は、国の機関や連邦、州などの機関に対して調達時に適用されるもので、調達や契約の手続き等の細則を定めたものである。この規則は2016年8月に変更が行われ、「7-9.環境影響の最小化」の章において「調達者は、環境への影響を最小限に抑え、調達における気候にやさしいソリューションを促進する。また、供給に関連するプロセスの全ての段階で環境要件と基準を設定できる。環境が契約の授与基準として使用される場合、原則として最低30%を重み付けする必要がある」との記述が追加された。

(3) GPPの実施方法

公共調達局(Avdeling for offentlige anskaffelser : ANS) のウェブサイト⁵⁰では、公共調達に関する法規制や調達プロセス、先進事例などの関連情報を幅広く提供している。建設・不動産、コンサルティング、IT、健康と社会サービス、電子商取引システム、輸送、ホテル及び会議サービス、オフィス用品、飲食サービス、家具、クリーニングサービス、繊維製品、短期雇用サービスのカテゴリごとにEU、スウェーデン、オランダなど近隣諸国のGPPガイドラインや環境ラベルなど既存の環境関連の要求事項を紹介し、参照するよう案内している。また、調達における環境要件の設定を容易にするため「基準ウィザード」も用意されている。5つのステップをクリックしていくことで、環境及び社会的責任の要件と基準のテンプレートと、調達プロセスで設定できる要件の文書を簡単にカスタマイズしてダウンロードできるようになっている(使用方法などの詳細は 3-15 ページ スウェーデンの「要件ウィザード」とほぼ同じであるため割愛する)。

(4) 環境ラベルの取扱い状況

ノルウェーのタイプ 環境ラベルには、北欧5カ国(ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデン)による北欧エコラベリング委員会(Association Nordic Ecolabelling)が運営するノルディックスワン(Nordic Swan Ecolabel)がある(詳細は 3-12 ページのスウェーデン王国の項を参照)。



環境ラベルの位置付けは、他のEU加盟国と同様に取得が義務ではないが、EUでは、改正公共調達指令(Directive 2014/24/EU、Directive 2014/25/EU)により、調達者が入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記することができるようになった。これを受け、ノルウェーの公共調達規則についても2016年8月に改正が行われている。以下がその該当部分である。

⁴⁹<https://lovdata.no/dokument/SF/forskrift/2016-08-12-974?q=Forskrift%20om%20offentlige%20anskaffelser> (ノルウェー語)

⁵⁰ <https://www.anskaffelser.no/om-oss> (ノルウェー語)

(仮訳)

§8-6. ラベリング制度

調達者は、商品、サービス、または建設工事が、要件仕様、授与基準、または契約条件で指定されている環境、社会、またはその他の特性を持っていることの証拠として、特定のラベリング制度を要求する場合がある。ラベリング制度は、§15-3 で指定された条件を満たしている必要がある。

§15-3. ラベリング制度

(1) 調達者は、商品、サービス、または建設工事が、要件仕様、授与基準、または契約条件で指定されている環境、社会、またはその他の特性を持っていることの証拠として、ラベリング制度を要求する場合がある。ラベリング制度とは、商品、サービス、建設作業、プロセス、または手順が必要なラベリング要件を満たしていることを確認する文書または証明書を意味する。調達者は、次の場合にのみ特定のラベリング制度を要求できる。

- a) ラベリング要件は、調達する商品、サービス、または建設工書の特性の説明に適している。ただし § 15-1(2) で述べたように、ラベリング要件は商品、サービス、または建設工書の特性に影響を与えない場合にも適用されることがある
- b) ラベリング要件は、検証可能かつ非差別的な基準に基づいている
- c) ラベリング制度は、関連する全ての利害関係者が参加できる開かれた透明な手順で開発される
- d) すべての利害関係者がラベリング制度を利用できる
- e) ラベリング要件は、ラベリング制度を申請するサプライヤーが影響を及ぼせない第三者によって設定される

調達者は、すべてのラベリング要件を満たす必要がない場合、商品、サービス、または建設作業が満たすべきラベリング要件を指定するものとする。

(2) 特定のラベリング制度を必要とする調達者は以下も受け入れなければならない。

- a) 商品、サービス、または建設工事が同様のラベリング要件を満たしていることを証明するその他のラベリング制度
- b) サプライヤーが自己の責任によらず、期限内にラベリング制度または同様のラベリング制度に参加できない場合、ラベリング要件が満たされていることを示すその他の文書。その他の文書には、製造元からの技術文書も含まれる

(3) ラベリング制度がサブセクション (b) から (e) の要件のみを満たす場合、調達者は、調達する商品、サービス、または建設工書の特性の記述に適したラベリング要件を参照し、技術仕様を設計できる

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、ノルウェー王国は世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定の締約国である。

8) バングラデシュ人民共和国

(1) 基礎データ

人口(万人)	16,365(2018年)
面積(万km ²)	14.7
言語	ベンガル語
GDP(億ドル)	1,940(2018年)
経済成長率(GDP)	8.13(2019年)
政府調達支出(百万ドル)	不明



(2) 公共調達の法的枠組み

バングラデシュの公共調達の法的枠組みは、同国の一連の公共調達改革において整備されてきた。まず 2002 年に、調達改革及び改革の監視を実施する部門として、中央調達技術部門(Central Procurement Technical Unit : CPTU)が設立された。その後、2006 年に公共調達法(Public Procurement Act 2006)⁵¹が議会で可決され、2008 年には新たな公共調達規則(Public Procurement Rules 2008)⁵²が発行された。現在のバングラデシュの公共調達は、この 2006 年公共調達法及び 2008 年公共調達規則に基づいて実施されている。これらの法規制は、国際的に適正な公共調達慣行を踏まえたものとなっている。

(3) GPP の実施方法

バングラデシュにおいて GPP が実施されているという情報は得られていない。

CPTU のウェブサイト⁵³には、年間の調達計画や入札公告、入札結果、過去の契約などがデータベース化され公表されている。また入札書類や提案依頼書をはじめ、入札から契約までに必要となる標準的なフォーマットがダウンロードできるようになっている。同国は電子政府調達(e-GP)⁵⁴にも力を入れており、国内の公共調達を完全にデジタル化するという政府の計画の一環として、調達を実施するすべての公共部門組織が e-GP システムで調達を実施することが期待されている。当初、パイロット運用として調達規模の大きいバングラデシュ水開発委員会、地方電化委員会、道路及び高速道路局、地方政府工学部で実施され、2011 年以降はすべての調達組織に段階的に展開されている。

また、不十分な調達の専門知識や、権限の不適切な委任といった公共調達における課題を解決するため、調達担当者に向けた能力開発にも力が入れている。定型化された様々な研修プログラムが用意されているほか、政府職員がトリノ大学で公共調達の修士号を取得するプログラムも用意されている。実施体制として、約 60 名の国家トレーナーが政府職員のなかから任命されリストで公開されており、研修機関としてバングラデシュ工科大学をはじめとする 4 つの機関が指定されている。

⁵¹ <https://cptu.gov.bd/upload/policyandprocedure/2017-07-31-16-00-37-Public-Procurement-Act-2006-Bangla.pdf>(ベンガル語)

⁵² <https://cptu.gov.bd/upload/policyandprocedure/2017-07-31-16-11-03-Public-Procurement-Rules-2008-Bangla.pdf>(ベンガル語)

⁵³ <https://cptu.gov.bd/index.html>

⁵⁴ <https://www.eprocure.gov.bd/>

(4) 環境ラベルの取扱い状況

バングラデシュにはタイプ 環境ラベルはなく、したがって、GPP に環境ラベルは組み込まれていない。

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

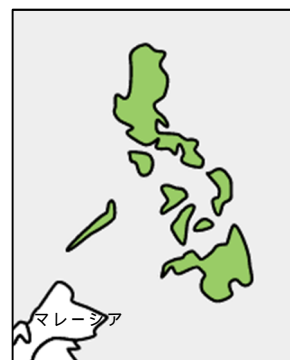
2020 年 2 月現在、バングラデシュ人民共和国は世界貿易機関(WTO)の加盟国であるが、政府調達協定の受諾及び加入申請等はしていない。

9) フィリピン共和国

(1) 基礎データ

人口(万人)	10,098(2015 年)
面積(万km ²)	29.9
言語	フィリピン語(国語)及び英語 他 80 前後の言語
GDP(億ドル)	3,309(2018 年)
経済成長率	6.2(2018 年)
政府調達支出(百万ドル)	3,930(2018 年)(参考値)

参考値)一般使用及び非一般使用の供給品、インフラ計画、コンサルティングサービスの合計 463 調達品目の総額。予算管理省プレスリリース⁵⁵より



(2) 公共調達の法的枠組み

フィリピンにおける公的調達は、「政府の調達活動の近代化、標準化、規制及びその他の目的を規定する法律」と名付けられた、政府調達改革法(Government Procurement Reform Act : Republic Act (RA) 9184、GPRA 2003)⁵⁶に基づいている。GPRA は、それまでにあった 100 件を超える法律、大統領令、行政命令、公共調達に関する規則及び規制を統合して置き換えたもので、RA 9184 とその実施規則及び規制(Implementing Rules and Regulations : IRR)⁵⁷により、透明性、説明責任、効率性、公平性、経済性を備えた効果的な調達システムが確立された。これらは政府機関、政府金融機関、州立大学を含む政府のすべての支所、機関、部門、及び地方自治体に適用され、商品、消耗品、材料、関連サービス、インフラ計画、コンサルティングサービスの調達の計画から契約の実施までを規定している。

(3) GPP の実施方法

フィリピンでの GPP 導入に向けた最初の動きとして、2004 年の大統領令第 301 号 (EO 301/2004)⁵⁸において、すべての政府機関におけるグリーン調達プログラムの設立が命じられている。またその中で、体系的で包括的な国家エコラベルプログラムの必要性

⁵⁵ <https://www.dbm.gov.ph/index.php/secretary-s-corner/press-releases/list-of-press-releases/1349-procurement-service-18-billion-saved-in-2018>

⁵⁶ http://boi.gov.ph/sdm_downloads/ra-9184-government-procurement-reform-act/

⁵⁷ <https://www.officialgazette.gov.ph/2016/08/29/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-9184/>

⁵⁸ <https://www.officialgazette.gov.ph/2004/03/29/executive-order-no-301-s-2004/>

にも触れられている。2017年に政府調達政策委員会(Government Procurement Policy Board: GPPB)が発表したフィリピンにおける GPP ロードマップでは、今後の戦略として 政策へのコミットメント、 CSE 製品(日常で使用する消費財や機器)の GPP (リスト化及び技術仕様の設定)、 非 CSE 製品の GPP、 コミュニケーションと認知度向上、 モニタリングと指標が挙げられている。

現在フィリピンでは、欧州連合が支援する SCP 開発プログラムである SWITCH Asia⁵⁹の Green Public Procurement(2013-2016)などのプロジェクトに参加し、今後、GPP 制度の構築を進めることとしている。しかし現在のところ、フィリピンにおいて体系的な GPP の法的枠組みは確立されていないようである。

(4) 環境ラベルの取扱い状況

マレーシアのタイプ 環境ラベルは、国家エコラベルプログラムである「グリーンチョイス・フィリピン」⁶⁰である。非営利かつ非政府組織である、フィリピン環境保護・持続可能な開発センター



(Philippine Center for Environmental Protection and Sustainable Development: PCEPSD)が運営しており、貿易産業省(Department of Trade and Industry)及び環境天然資源省(Department of Environment and Natural Resources)の後援を受けている。2020年2月現在、40の商品分野について認定基準が設定されている(表 3-1-12.)。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。

グリーンチョイス・フィリピンは国家エコラベルプログラムと位置付けられているものの、フィリピンでは現在のところ GPP の法的枠組みはなく、GPP との明確な関連付けは行われていない。

表 3-1-12. グリーンチョイス・フィリピン基準

自動車サービスステーション	発光ダイオード
自動車エンジンオイル	液体洗剤
浴槽	液体消毒剤
複合材料を使用した建築用ボード	多機能印刷機
セメント	油性塗料
セラミックタイル	有機液体消毒剤
コンピューターモニタ	封筒
クレヨン	板紙
デスクトップコンピュータ	ペン
電子バラスト	鉛筆
ファクシミリ機	複写機
繊維セメント板	ポリエチレン・ポリプロピレン包装材料
蛍光灯	ポータブル消火器

⁵⁹ <https://www.switch-asia.eu/>

⁶⁰ <http://pcepsdi.org.ph/programme/green-choice-philippines/about-green-choice-philippines/>

フードサービス施設	プリンタ
ヘアシャンプー	印刷及び筆記用紙
誘導灯照明器具	合成洗濯洗剤
充填材	ティッシュペーパー製品
インクジェットカートリッジ	トナーカートリッジ
ノートパソコン	水性塗料
LED ライト	マンガン/アルカリマンガン乾電池

出典：PCEPSD ウェブサイトより作成

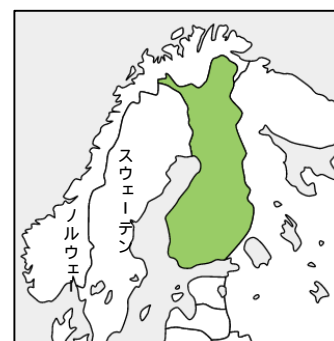
(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、フィリピンは世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定のオブザーバ資格を保持している。

10) フィンランド共和国

(1) 基礎データ

人口(万人)	551(2018年)
面積(万km ²)	33.8
言語	フィンランド語、スウェーデン語
GDP(億ドル)	2,753(2018年)
経済成長率	2.4(2018年)
政府調達支出(百万ドル)	12,442(2013年)



(2) 公共調達の法的枠組み

フィンランドでは、2007年にEU公共調達指令に基づいた「公共調達法(Laki julkisista hankinnoista(348/2007))⁶¹」及び「水、エネルギー、輸送、郵便サービス部門で事業を行う事業者の調達に関する法律(Laki vesi- ja energiahuollon, liikenteen ja postipalvelujen alalla toimivien yksiköiden hankinnoista(349/2007))」が成立し政策としてGPPを導入した。その後、この法律は見直され、2017年に「公共調達及びコンセッション契約⁶²に関する法律(Laki julkisista hankinnoista ja käyttöoikeussopimuksista(1397/2016))⁶³」及び「水、エネルギー、輸送、郵便サービス部門で事業を営む事業者の調達及びコンセッション契約に関する法律 Laki vesi- ja energiahuollon, liikenteen ja postipalvelujen alalla toimivien yksiköiden

⁶¹ <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2007/20070348> (フィンランド語)

⁶² 業務又はサービスの提供・管理を企業に委託する金銭的利益に係る契約。出典：「EU 成長戦略におけるコンセッションの位置づけと日本への示唆」(東洋大学グローバル・イノベーション学術センター 客員研究員 笹森 早苗)

https://www.toyo.ac.jp/-/media/Images/Toyo/research/labo-center/gic/334782/GIC_DP09J.ashx?la=ja-JP&hash=37C6937194E5DF728196ABE0C8D57009BCA1126C

⁶³ <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2016/20161397> (フィンランド語)

hankinnoista ja käyttöoikeussopimuksista(1398/2016)⁶⁴」に置き換えられている。この法律は、法の目的、調達方法、入札手順など公共調達の基本原則を規定したもので、法の対象は州当局、自治体、公法に準拠する機関のほか、自治体の教会も含まれる。同法において、フィンランドの政府機関や自治体に GPP の実施を義務化または推奨するという規定は確認できないが、FACTSHEETS ON SUSTAINABLE PUBLIC PROCUREMENT IN NATIONAL GOVERNMENTS 2017(United Nations Environment Programme)⁶⁵によると、中央政府の公的機関は GPP の実施が必須であり、それ以外のすべての国家、地域、及び地方の公的機関については推奨事項とされている。

(3) GPP の実施方法

フィンランド政府が出資する Motiva Ltd. (国有企業)⁶⁶が、17 の商品カテゴリにおいて調達ガイドライン⁶⁷を公開している。ただし、ガイドラインは該当分野の法定要件や考慮すべき観点、環境影響といった情報で構成されており、明確な基準値などは設定されていない。調達者は、GPP ガイドラインの全てもしくは一部を参考にして環境基準を定義(仕様書を設定)することを推奨している。また、これらのガイドラインで網羅されていない分野については、EU GPP 基準を参照することを推奨している。

表 3-1-13. フィンランドの GPP ガイドライン

品目
業務用厨房機器
食品
省エネサービス
乗用車及びバン
IT 及びオフィス機器
公共交通機関
家具
輸送サービス
熱供給
自家発電
建設及び建物
フードサービス
清掃サービス及び化学技術製品
電気
繊維製品
重機
照明

⁶⁴ <http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2016/20161398>

⁶⁵ <https://www.oneplanetnetwork.org/sites/default/files/factsheets2017.pdf>

⁶⁶ <http://www.motivanhankintapalvelu.fi/> (フィンランド語)

⁶⁷ https://www.motiva.fi/julkinen_sektori/kestavat_julkiset_hankinnat/tietopankki

(4) 環境ラベルの取扱い状況

フィンランドのタイプ 環境ラベルには、北欧 5 カ国(ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデン)による北欧エコラベリング委員会(Association Nordic Ecolabelling)が運営するノルディックスワン (Nordic Swan Ecolabel) がある(詳細は 3-12 ページのスウェーデン王国の項を参照)。フィンランドでは、Motiva Ltd. が所有する Ecolabelling Finland Ltd がこれを管理している。なお、同社はフィンランドにおける EU エコラベル(EU フラワー)の管理も担当している。



環境ラベルの位置付けは、他の EU 加盟国と同様に取得が義務ではないが、EU では、改正公共調達指令(Directive2014/24/EU、Directive2014/25/EU)により、調達者が入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品を明記することができるようになった。これを受け、フィンランドでは 2017 年の「公共調達及びコンセッション契約⁶⁸に関する法律(1397/2016)において、改正公共調達指令(Directive2014/24/EU)を踏まえた改正も盛り込まれている。以下がその該当部分である。ただしフィンランドにおいては、法律や調達ガイドライン等で環境ラベルの参照を推奨するなどの取扱いは特に行われていないようである。

(仮訳) 1397/2016 のもの。1398/2016 にも同様の規定がある

第 9 章 購買の準備、入札募集、及び調達の主題の説明

セクション 72 調達の主題を説明する文字の使用

契約主体は、契約の主題の説明、契約の全体的な経済的価値の基準、または契約の条件において、主題が必要な環境的、社会的、またはその他の特性を満たしていることを証明する特定の記号を要求する必要がある。特定の文字を主張するための前提条件として、次の条件がすべて満たされていないとしない。

- (1) 定められた要件が、契約の主題に係る基準のみに関連し、かつ調達する業務、供給、またはサービスの特性の定義に関連している
- (2) 基準セットは、客観的に検証可能かつ非差別的な基準に基づいている
- (3) ラベルは公的機関、消費者、社会的パートナー、製造業者、貿易及び非政府組織、ならびに他の関連する利害関係者が参加できるオープンな手順で確立されている
- (4) すべての利害関係者がマークを取得することが可能である
- (5) ラベルの要件は、ラベルを申請するサプライヤーが決定的な影響力を行使できない第三者によって作成される

契約団体が購入者にラベルのすべての要件を満たすことを要求していない場合、またはラベルに取得の主題に関連しない要件が含まれている場合は、参照する主題及びラベルの要件を示すものとする。特定のマークを必要とする契約団体は、調達の対象がマークの対応する要件を満たすことを保証するすべてのマークを受け入れるものとする。

入札者が許可された時間内に、入札者に起因しない理由で契約者から通知された特定のマークまたは同等のマークを取得できなかった場合、契約者は他の適切な証明手段を受け入れるものとする。入札者が提供した建設工事、供給品またはサービスが特定のブランドまたは契約団体によって示された特定の要件を満たしている証拠を提供する場合、証明手段はメーカーの技術文書でなければならない。

⁶⁸ 業務又はサービスの提供・管理を企業に委託する金銭的利益に係る契約。出典：「EU 成長戦略におけるコンセッションの位置づけと日本への示唆」(東洋大学グローバル・イノベーション学術センター 客員研究員 笹森 早苗)

https://www.toyo.ac.jp/-/media/Images/Toyo/research/labo-center/gic/334782/GIC_DP09J.ashx?la=ja-JP&hash=37C6937194E5DF728196ABE0C8D57009BCA1126C

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、欧州連合(EU)加盟国であるフィンランド共和国は世界貿易機関(WTO)の加盟国であり、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定の締約国である。

1 1) 香港特別行政区

(1) 基礎データ

人口(万人)	734(2016年)
面積(万km ²)	0.11
言語	広東語、英語、中国語(マンダリン)ほか
GDP(億ドル)	3,208
GDP成長率	1.9
政府調達支出(百万ドル)	195(2014年) ^注



注)本文より。レート換算：2020/2/20

(2) 公共調達の法的枠組み

中華人民共和国の香港特別行政区基本法⁶⁹第106条は、香港特別行政区に独立した財政を持たせると規定しており、第110条は、香港特別行政区の通貨及び金融システムは法律で規定されるとしている。そのため香港特別行政区の公共調達は、「公共財政条例第2章(Cap. 2 Public Finance Ordinance)⁷⁰」が財政管理の法的枠組みとなっており、政府調達プロセスは、公共財政条例に基づき財務長官が発行した調達規則に準拠しており、財務局通達等によって補足されている⁷¹。

そして2000年には、政府(香港特別行政区)の調達規則が、商品・サービス調達の際に環境配慮を考慮することを要求するように修正されている。

(3) GPPの実施方法

2000年以降、香港環境保護局(Environmental Protection Department)⁷²では、香港生産性評議会に委託して、局や部門で一般的に使用される品目のグリーン仕様を開発している。現在は23のカテゴリ、150のグリーン調達品目リスト(green procurement items)及び推奨される環境仕様(green specification)⁷³を定めている。法的な強制力はなく、推奨されるガイドラインとして運用がされているが、2013年の調達額は10億4千万香港ドル、2014年の調達額は15億2千万香港ドルとされている。150のグリーン調達品目リストは表3-1-14のとおりである。推奨される環境仕様には、必須要件と望まし

⁶⁹ https://www.basiclaw.gov.hk/en/basiclawtext/images/basiclaw_full_text_en.pdf

⁷⁰ <https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap2>

⁷¹ <https://www.fstb.gov.hk/tb/en/guide-to-procurement.htm>

⁷² <http://www.epd.gov.hk/epd/>

⁷³ http://www.epd.gov.hk/epd/english/how_help/green_procure/green_procure1.html

い要件に区分され、適切なモデルと数量の供給品が市場で入手できる場合、入札仕様の必須要件としてグリーン仕様が適用されるとしている。また、1回の調達に最大5万香港ドルを目安とした36品目に関しては、グリーン調達の参考としてのリスト(Green Purchase Tips for Small Amount Purchase)⁷⁴が公開されている。リストには品目ごとに参考となる環境ラベルなどが示され、国際エネルギースタープログラム、FSC(Forest Stewardship Council)、PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)と共に、香港の省エネラベルである香港エネルギーラベルが記載されている。

前述のとおり、香港ではグリーン調達が2000年から取組まれていたが、政府のグリーン調達を通じて香港のグリーンシティを先導していくことが2009年に発表されたことを受け、以下の通り2011年3月及び2015年7月に香港環境保護局から通達⁷⁵が出されている。2015年7月の通達では、政府機関は毎年グリーン調達のレポートを作成すること、Government Logistics Department(GLD)が用紙や文具などは集中調達を実施すること、入札評価委員会(the tender assessment panel)が入札の必須要件などの適合を確認することなどが記載されている。また、調達を促進させるために、調達のフローチャート、前述の少量調達における参考リスト、グリーン調達のレポートの雛形が資料として添付されている。

表 3-1-14. 香港グリーン調達の対象品目(最終更新：2015年5月)

分類コード	分類	品目コード	品目
A	農業・園芸用品	A01	庭機械(芝刈り機)
		A02	農薬
		A03	肥料
B	建築製品	B01	フロアリング資材
		B02	塩ビ管・建具
		B03	溶剤系・水系建築仕上塗料
		B04	カーペット
		B05	安全ヘルメット
		B06	粘着封子剤
		B07	コンクリート
		B08	木材ドア
		B09	石こうボード
		B10	コンクリート塗装ユニット
		B11	太陽パネル
		B12	アスファルト塗装
		B13	埋立材料
		B14	無構造スチール工法
		B15	基板資材
		B16	プレイグラウンド用ゴムマット
		B17	断熱材
		B18	セラミックタイル
		B19	光沢・ニス研磨剤
		B20	窓
		B21	木製パネル
C	清掃用品	C01	多目的洗浄剤

⁷⁴http://www.epd.gov.hk/epd/sites/default/files/epd/english/how_help/green_procure/files/small_amount_purchase_tips.pdf

⁷⁵https://www.epd.gov.hk/epd/sites/default/files/epd/english/how_help/green_procure/files/ENB_Cir_6-2015.pdf

分類コード	分類	品目コード	品目
		C02	洗濯洗剤・石鹼
		C03	トイレ洗剤
		C04	液体せっけん
		C05	クリーニングラグ・綿くず
		C06	殺菌剤
		C07	消臭剤
		C08	食器洗剤
		C09	ハンドソープ
D	コンピュータ機器	D01	デスクトップコンピュータ
		D02	LCD モニター
		D03	ネットワーク製品(LAN スイッチ、ルーター、ケーブル等)
		D04	ノートブックパソコン
		D05	プリンタ
		D06	サーバ
		D07	複合機
		D08	スキャナ
E	蒸留水	E01	ディスペンサー用カルボイ(瓶)
F	電気・ガス器具、照明器具	F01	家庭用換気扇
		F02	電気ファン
		F03	電気ラジエータ
		F04	LPG ホットプレート
		F05	LPG ウォーターヒーター
		F06	冷蔵庫
		F07	ルームエアコン
		F08	ガスオープン
		F09	ガスウォーターヒーター
		F10	空気清浄器
		F11	除湿器
		F12	食器洗浄機
		F13	電気貯水ヒーター
		F14	蛍光灯/ランプ用電気安定器
		F15	蛍光灯/コンパクト蛍光灯ランプ
		F16	LCD プロジェクタ
		F17	家庭・オフィス用 LED ランプ(案内サイン除く)
		F18	オープンレンジ
		F19	テレビ
		F20	掃除機
		F21	洗濯機/乾燥機
		F22	オーディオ機器(ステレオ)
		F23	電磁調理器
		F24	ビデオ機器(再生機・録画機)
		F25	給湯タンク
G	燃料オイル、潤滑油	G01	自動車燃料オイル
		G02	潤滑油/グリース
		G03	非道路用燃料オイル
H	家具	H01	椅子
		H02	マットレス
		H03	パーティションスクリーン
		H04	ソファ
		H05	スチールキャビネット
		H06	ワークステーションパネル
		H07	金属家具
		H08	木製家具

分類コード	分類	品目コード	品目
		H09	屋外家具(椅子、テーブル、ベンチ)
I	一般的な小売店、一般サービス	I01	移動式プラスチックごみ容器
		I02	さびないスチールリサイクル収集ごみ箱
J	家庭用品	J01	バッグ/リュックサック
		J02	作業用手袋(使い捨て)(ゴム、産業用)(綿)
K	オフィス機器	K01	ファクシミリ
		K02	複写機
		K03	消火器
		K04	シュレッダー
		K05	ホット/コールド飲料容器ディスペンサー
L	包装材料	L01	食品容器-プラスチックフィルム
		L02	包装用紙
		L03	プラスチックフィルム-シート
M	プリント・コピー用紙	M01	コンピュータフォーム連続用紙
		M02	リサイクルコピー用紙
		M03	プリント用リサイクル用紙
		M04	非木材コピー用紙
		M05	両面塗工プリント用紙
		M06	非木材プリント用紙
N	プリント・コピー用紙以外の紙製品	N01	未晒包装用紙
		N02	トイレットペーパー・ペーパータオル
		N03	インデックスカード(紙)
		N04	コンポスト紙バッグ
		N05	ノートパッド
		N06	印刷ラベル
O	プラスチック・ゴム製品	O01	ごみ収集容器
		O02	プラスチックごみバッグ
		O03	プラスチックバッグ(他用途)
		O04	道路杭
		O05	一般プラスチック製品
		O06	一般ゴム製品
P	印刷・出版用品	P01	環境配慮輪転インキ
Q	靴・ブーツ	Q01	レインブーツ
		Q02	安全ブーツ/靴
R	文具・オフィス用品	R01	粘着テープ・テープディスペンサー
		R02	修正液
		R03	ファイルボックス
		R04	一般オフィス文具
		R05	インク/トナーカートリッジ
		R06	付箋紙
		R07	紙封筒
		R08	紙ファイルカバー
		R09	ペン
		R10	ペンシル
		R11	プラスチックファイルカバー
		R12	二次電池
		R13	標準/アルカリ電池
		R14	計算機
		R15	修正テープ
		R16	のり/粘着剤
		R17	スタンプ用インキ

分類コード	分類	品目コード	品目
S	通信機器・ スペア	R18	スタンプ
		R19	段ボール
		S01	電話システム
		S02	携帯電話
		S03	無線通信システム
		S04	無線呼び出し機器
		S05	通信トランスシーバー
		S06	電話バッテリー
T	繊維資材・ 衣料品	T01	衣服・繊維製品
		T02	繊維バッグ(ナイロン、麻布、麻バッグ)
U	交通サービ ス	U01	軽量貨物
		U02	大型トラック
		U03	セダン型自動車
		U04	20～30・40～61 座席長距離バス
V	車両・補修 部品	V01	環境配慮自動車(私用/商業用)
		V02	軽量バス
		V03	ゴム/リトレッドタイヤ
W	水使用機器	W01	浴室用シャワー
		W02	小便器機器
		W03	水栓
		W04	節水流しタンク

出典： List of 150 Green Procurement Items⁷⁶

(4) 環境ラベルの取扱い状況

香港のタイプ 環境ラベルには、香港の非営利組織であるグリーン協議会(Green Council)が運営するグリーンラベル(The Hong Kong Green Label Scheme : HKGLS) がある。2020 年 1 月時点で、62 の商品分野について認定基準が設定されており(表 3-1-15.)、104 ライセンスが認定を受けている。同ラベルは、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に正会員として加盟している。また(公財)日本環境協会との間で 2015 年 10 月に相互認証協定を締結しているが、対象商品分野及びエコラベル認証基準の共通基準の合意には至っていない。



香港の GPP においては、法律や調達ガイドライン等で環境ラベルの参照を推奨するなどの取扱いは特に行われていないようである。参考となる環境ラベルとしても、香港の環境ラベルに限定せず、世界のタイプ 環境ラベルのリンクが貼られている。

表 3-1-15. グリーンラベル基準

一般包装材料	充電式バッテリー	冷凍家電
紙製封筒	インク及びトナーカートリッジ	エアコン
メモ帳	潤滑油 / グリース	蛍光灯
紙製フォルダ	分解性食品 / 飲料容器及びバッグ	エアクリナー
トイレトペーパー	分解性非食品 / 飲料容器及び非	電子バラスト

⁷⁶https://www.epd.gov.hk/epd/sites/default/files/epd/english/how_help/green_procure/files/List_of_150_Green_Procurement_Items_eng.pdf

ペーパータオル	食品バッグ	LED ランプ
プラスチックフォルダ	再生材料を使用した繊維製品	小型家電
PVC パイプ及び継ぎ手	印刷用紙	フライアッシュ製建築材料
非食品用プラスチックバッグ	消費者向け紙包装	フローリング材料
オフィス用プラスチック製品	オキシ生分解性プラスチック製	壁装材
再生プラスチックを使用した衣類以外の製品	品 非食品/飲料	窓
洗濯洗剤	オキシ生分解性プラスチック製	モジュール式カーペット
衛生施設用洗剤	品-食品/飲料	強化繊維のホームインテリア製品
食洗器用洗剤	パーソナルコンピュータ	セラミックタイル
手洗い用食器洗剤	コンピューターモニター	接着剤
多目的クリーナー	印刷インク	再生材料を使用した建築製品
工業用クリーナー	コピー機、プリンタ、ファックス	塗料
消毒剤 / 消毒剤クリーナー	及び複合機	天然鉱物を使用した建築製品
ペン	グリーン IT ソフトウェア	建築用断熱材
鉛筆	給湯器	自動車オイルフィルタ
修正液及びシンナー	洗濯機	燃料添加剤
印刷物	衣類乾燥機	
	食器洗浄機	

出典：Green council ウェブサイトより作成

(5) 世界貿易機関(WTO)への加盟状況

2020年2月現在、香港は世界貿易機関(WTO)の加盟しており、政府調達協定の改正議定書を受諾した1994年協定にも締約している。

12) 調査対象国のGPPにおける環境ラベル等の取扱い状況等まとめ

本項で調査した国のGPP制度の概要、ならびに環境ラベル等の取扱い状況等を次頁の表3-1-16.に比較表としてまとめた。

[参考文献]

FACTSHEETS ON SUSTAINABLE PUBLIC PROCUREMENT IN NATIONAL GOVERNMENTS 2017(United Nations Environment Programme)(英語)

<https://www.oneplanetnetwork.org/sites/default/files/factsheets2017.pdf>

Public Procurement in India: Assessment of Institutional Mechanism, Challenges, and Reforms (英語)

https://www.nipfp.org.in/media/medialibrary/2017/07/WP_2017_204.pdf

Green Public Procurement Roadmap, Philippines (Republic of the Philippines
Government Procurement Policy Board - Technical
Support Office (GPPB-TSO)) (英語)
https://www.oneplanetnetwork.org/sites/default/files/philippines_green_public_procurement_roadmap.pdf

表 3-1-16. 各国 GPP における環境ラベルの取扱い状況等まとめ

	インド	オーストラリア	カナダ	シンガポール
GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 公共調達権限を各政府機関に委任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 国家廃棄物政策で持続可能な調達を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ グリーン調達方針で環境性を要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 政策イニシアチブに基づき GPP を実施
GPP 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の政府機関が独自に GPP を実施 ・ エネルギー効率の高い電気機器の調達を推奨 ・ 現地 / 国内製造、中小零細企業の優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な調達ガイドを発行し、公的機関に SPP の導入・実施を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン調達チェックリスト及び調達スコアカードによる GPP サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP ガイドラインを開発中 ・ エネルギー基準 / レーティングに基づき電気機器の調達を実施
環境ラベルの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つのタイプ 環境ラベルあり ・ 政策方針でエコラベルの相互認証を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 調達する商品 / サービスの仕様書にて「もしくは同等であること」と付すことで環境ラベルを明記できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 調達スコアカードで環境ラベルを参照(タイプ に限定していない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 政府はグリーンラベル認定の印刷用紙を調達
WTO 加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：オブザーバ資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国

	スウェーデン	中国	ノルウェー	バングラデシュ
GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「省エネ商品、政府調達の実施に関する意見」、「環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見」政府調達品目リスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共調達法及び公共調達規則に環境及び社会側面の考慮を規定 ・ 環境の授与基準に 30%以上の重みづけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし
GPP 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準あり (推奨レベル。9 グループ 37 商品カテゴリ) ・ 要件ウィザードによる技術仕様の作成 ・ 州機関は EMS を構築し GPP 実施を分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達品目リストに該当する場合、省エネ認証または環境ラベル認証品の調達が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣諸国の GPP ガイドラインや環境ラベルなどの参照を案内 ・ 基準ウィザードによる技術仕様の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 未実施
環境ラベルの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つのタイプ 環境ラベルあり ・ 入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できる(EU 改正公共調達指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ GPP 基準は存在せず、環境ラベルに基づき GPP を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できる(EU 改正公共調達指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルなし
WTO 加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：加入申請・交渉中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：受諾及び加入申請なし

	フィリピン	フィンランド	香港
GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 公共調達法に EU 改正公共調達指令を反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 調達規則において環境配慮を考慮することを要求
GPP 実施方法 / 実施に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領令や GPP ロードマップで GPP の設立に言及 ・ SWITCH Asia 等の GPP プロジェクトに参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央政府の公的機関は GPP の実施が必須、それ以外の機関は推奨 ・ 調達ガイドラインを公開 (17 カテゴリー) ・ ガイドライン以外の分野は EU GPP 基の参照を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン調達品目リスト (23 分野 150 品目、法的強制力なし) ・ 政府機関は毎年グリーン調達のレポートを作成
環境ラベルの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり (国家エコラベルプログラム) ・ GPP との明確な関連なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 法律や調達ガイドライン等で環境ラベルの参照なし ・ 入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できる (EU 改正公共調達指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 法律や調達ガイドライン等で環境ラベルの参照なし ・ 参考として世界のタイプ環境ラベルを参照。
WTO 加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：オブザーバ資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国

3 - 1 - 2 海外のグリーン契約制度の状況

グリーン契約(環境配慮契約)とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことである。日本政府は、このグリーン契約を推進するため、環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 平成 19 年法第 56 号)を制定し、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組み作りを推進しているところである。

日本におけるグリーン契約制度である環境配慮契約法は、「総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式を規定」することが制度上の特徴となっている。他方、海外に目を向けると、こうした環境配慮契約の特徴を持つ体系的な法制度を国レベルで整備している事例は確認されていない。そこで昨年度の本業務では調査範囲を広げ、入札、契約方式において、価格以外の要素として環境配慮の観点を要件としている / 加点評価している海外の自治体の事例を報告した。

日本ではグリーン購入法と環境配慮契約法が個別に運用されているが、これまでの調査結果を踏まえると、海外ではグリーン購入法タイプの調達(GPP 基準や環境ラベリングにもとづく調達)と、環境配慮契約法タイプの調達(入札・契約方式において環境配慮の観点を評価する調達)が区別されずに運用されており、そのいずれかに類似した入札や、それぞれの特徴を併せ持つ入札など多種多様な調達が行われている。こうした制度の違いを正しく理解し、それぞれの制度の長所と短所を明らかにしたうえで、優れた取組については、日本のグリーン公共調達制度をより一層充実させていくための参考とすべきである。

このため本項では、昨年度に引き続き、日本の環境配慮契約をより効率的かつ効果的なものとするための検討に資することを目的として、海外のグリーン契約制度の事例調査を行った。ここでの調査対象はオランダ・中国・ベルギーの 3 カ国に位置する 3 つの自治体とした。また、日本とは異なるグリーン公共調達制度の構造を持つアメリカ合衆国を取り上げ、その制度下で行われている入札及び契約を日本のグリーン購入法にもとづく調達と比較し、それぞれの制度の長所と短所を比較分析した。

3 - 1 - 2 - 1 海外のグリーン契約制度の事例調査

1) オランダ / 安全研究所 ~ 持続可能な消防用繊維製品 ~

(1) 契約方式 < 総合評価落札方式 >

契約の背景

本契約は、オランダの 25 の消防区のうち 19 区の持続可能な消防服の調達である。契約主体である安全研究所(Instituut Fysieke Veiligheid : IFS)は、オランダの災害救援と公共危機管理を行う研究所である。政策の支援、知識共有の促進、トレーニングの提供、リーダーシップの促進、プロジェクトの管理、共同機器の取得と管理を通じて、オランダの 25 の消防区の安全を強化することにより、安全な社会に貢献している。IFS は購買に関して、CSR 方針及び、複数のカテゴリ(例：制服)において持続可能性の目標を含む持続可能な調達に関する行動計画を定めている。IFS はまた、管轄

区における調達ポリシーの策定と、その手順への着手をサポートしているほか、法的な助言や、市場との協議と契約管理に関する助言も行っている。

本契約の実施にあたって、IFS はまず市場調査から開始し、入札で提示しなければならない仕様を予め市場に知らせることで、IFS が求めるソリューションを開発する時間を確保させた。この準備期間の後、IFS は非公開の手順により、リサイクル繊維やオーガニック繊維を使った経験があり、生産をコントロールできる企業を選定した。このアプローチにより、関係者のコストも最小限に抑えられた。そして、この調達を実施するプロジェクトが組織され、各区の消防隊の代表者や消防署長がプロジェクト及び各委員会に参加した。

契約条件

本契約では入札の際、入札者及び請負業者は以下の項目について確認が求められた。

- いかなる形態の差別や個人的脅迫も容認しない。
- 団結権を受け入れる。
- 個々の開発の権利を支援する。
- 健康的な労働環境を確保する。
- 最低年齢と児童労働の禁止に関して、国際労働機関(ILO)の 1973 年 6 月 26 日の条約番号 138 及び 1999 年 6 月 17 日の条約番号 182 を全員が順守するよう要求する。

また契約条件として、2017 年から年に一度、請負業者は CSR や提供製品・サービスについて、品質改善 / コスト削減に貢献する革新的な提案を発注者に提示することが求められている。提案を受け、IFS がイノベーション提案を受け入れて導入する可否かを決定する。

審査及び落札決定の方法

以下の a.及び b.の観点による総合評価点が審査された。

a. ISO26000(CSR)の 3 つの主題の具体化

入札者は、発注者への製品製造と納品における意思決定と実施において、社会的責任の原則のうち以下の中核テーマとトピックをどのように扱っているかを説明し、その位置づけが明確であるほど高い点数が与えられた。

- 環境
 - ・ 環境汚染の防止(有害物質)
 - ・ 資源の持続可能な利用(リサイクル繊維の使用)
- 労働慣行
 - ・ 労働条件と社会的保護
 - ・ 職場の健康と安全
 - ・ 人権
 - ・ 差別と弱い立場にある人たち(女性、少女、児童労働)

- ・ 基本原則と労働権(強制労働及び児童労働)

b. 製品のリサイクル/オーガニック含有率

- リサイクル繊維及び/またはオーガニック繊維の含有割合が高いほど高い点数が与えられた。

(2) 契約実施効果

450万ユーロ相当の供給された制服は、綿には GOTS 認証⁷⁷を受けたオーガニックコットンのみが使用され、ポリエステル部分は製造プロセスで発生する裁断くずからできたリサイクル繊維のみで構成された。オーガニックコットンについては、Textile Exchange 社⁷⁸が 2014 年に発表したオーガニックコットンと従来のコットンを比較するライフサイクル評価⁷⁹において、コットン繊維 1,000 kg あたり地球温暖化係数(Global Warming Potential: GWP)が 46%削減されるとの結果が得られている。また、ポリエステルは石油から得られるため、その生産には温室効果ガス(CO₂、メタン、亜酸化窒素)が多く排出され、エネルギー消費も伴う。原料をリサイクル繊維に置き換えることで環境への影響が軽減される。

本契約では、1年間で 92,773 kg を超える消防署の制服が IFS によって調達されており、入札に持続可能性の要件を適用した結果、CO₂ 換算で 134 トンの削減となった。本契約の契約期間は 6 -8 年であり毎年、約 92,000 kg の制服が調達されるため、将来的な CO₂ 削減量は年数の等倍となる。

(3) 日本のグリーン契約制度に導入する際の課題

一般的に、環境性能の高い新素材や製造方法を採用しようとする場合、製品化までの期間がより多く必要とされる。本契約では、入札において求める技術や要件を公示より前に公表することで、製品を開発するための期間を確保し、より高い環境性能を持つ製品が市場から提案されるように工夫している。また落札者は、複数年契約において毎年価格や品質面での提案を行うことが契約条件に付されており、製品が一步步着実に改良されていく工夫も盛り込まれている。日本のグリーン契約においても、公示よりも前に技術仕様等に限定して入札予定を公表することは可能と考えられ、それにより、納入される製品の品質・価格及び環境性能は向上するものと考えられる。ただし、消防という分野では、制服の種類や用途によっては高い耐熱性能や動きやすさなどの特殊な機能が求められることを考えると、環境側面よりも品質が重視されることは当然である。また、いたずらに環境性能を仕様で規定することで、品質を確保するために生地が厚さが増したり、余分な薬剤や加工が発生するなどライフサイクルで見ると却って環境負荷が増加してしまう懸念もある。日本においても、品質と製品ライフサイクルによる環境負荷削減効果の最適なバランスを見出すために、市場と行政、研究機関等が事前に十分なコンサルテーションを行ったうえで、仕様を決定していくプロセスが必要である。

⁷⁷ <https://www.global-standard.org/>

⁷⁸ <https://textileexchange.org/>

⁷⁹ https://textileexchange.org/wp-content/uploads/2017/06/TE-LCA_of_Organic_Cotton-Fiber-Summary_of-Findings.pdf

2) 中国 / 天津市濱海新区 ~ グリーンサプライチェーンに貢献する革新的な家具調達 ~

(1) 契約方式 < 総合評価落札方式 >

契約の背景

中国北部の天津市の東海岸に位置する濱海新区(ピンハイ)は、統合された国家的枠組みの確立に先立ち、地区政府として、需要サイドの政策措置による公共部門のグリーンサプライチェーン(GSC)マネジメントの改善に先進的に取り組んでいる。濱海新区は、10YFP 持続可能な公共調達(SPP)ワーキンググループ 1A プロジェクト「GPP 入札の実装と影響のモニタリング」にも参加している。

濱海新区政府は、インフラと研究を含む教育部門の発展に多額の投資を行っており、2017 年には 8 つの公立学校のキャンパスを建設、さらに 5 つのキャンパス建設プロジェクトを開始し、137 の入学前教育学校を改装した。この膨大な投資は学校用家具に対する大きな需要を伴うため、10YFP の SPP プロジェクトにおいて、新たな入札モデルの試験運用として学校用家具が選択された。

濱海新区は中国の全ての公的機関が GPP 実施に用いる 2 つの国家認証エコラベルである環境ラベル製品政府調達製品リスト(ELP)及び省エネ製品政府調達製品リスト(ECP)による、一般的なグリーン公共調達(GPP)プロセスに従っている。(ただし、2019 年 4 月 1 日より認定製品を掲載する製品リストをとりやめ、対象分野のみを掲載する品目リストに変更された。上述の 2 つの国家認証ラベル取得が調達条件であることは変わらない)。中華人民共和国政府調達法(2002 年制定)のもと、ELP の製品(記載されている場合は学校用家具を含む)が公共調達を行う際に自主的に優先されるのに対して、ECP は適合が必須であるエネルギー消費製品のグループが含まれている。地方自治体は単にリストに従うだけであるが、多くの場合、必要な製品が完全に掲載されていない。このような状況の下、濱海は新たな公共入札モデルによるグリーンサプライチェーンマネジメントの促進に関する解決策の模索に向け取り組みを進めている。

契約条件

濱海新区の公共調達の大部分は、濱海新区政府調達センターが一元的に監督し管理している。2018 年 6 月に、濱海教育スポーツ委員会の要請により、5 つの新しい公共キャンパス用の学校用家具の購入の入札が開始された。公開入札文書は入札の 1 カ月前に公開され、2018 年 7 月に実施された入札には 6 社のサプライヤーが応募した。その結果、天津に拠点を置く 2 つの中小零細企業(SMEs)が 2 件の契約に選ばれ、合計金額は 74,738 米ドルであった。

審査及び落札決定の方法

以下の「a.総合評価点の計算方法」による総合評価点の最も高い者が落札者とされた。

a. 総合評価点の計算方法

政府の家具入札の最も一般的な評価基準は、価格(30%) + 客観的品質(30%)(提供された技術的パラメータに基づく評価) + 主観的品質(40%)(評価委員会メンバーの経験に基づく主観的判断)である。環境側面は ELP や ECP の製品選択などの客観的な品質基準に基づいて評価されるが、総合評価点の 4%にすぎない。

濱海新区は、2018年にICLEI⁸⁰東アジアの支援を受けて学校用家具の調達に関する「グリーンスコアカード」を開発した(表3-1-17.)。これにより、ライフサイクル全体を網羅する幅広い環境性能を採用するように入札基準が再構築され、環境側面は総合評価点の15%に引き上げられた。このグリーン評価スコアカードは、2019年以降、濱海新区のすべての学校用家具の入札で制度化される。なお、この新たなシステムは2018年中国政府調達革新賞を受賞している。

- 総合評価点 = 価格(30%) + 品質(55%) + 環境(15%)
- 環境(15%) = 以下の「グリーンスコアカード」による評価

表3-1-17. 学校用家具のグリーンスコアカード

分類	入札基準	配点
エコラベル認証	ELP 掲載製品 :2% ECP 掲載製品 :0.5% 中国環境ラベル認証製品保有サプライヤー :1% その他の環境ラベル保有サプライヤー :0.5%	4%
GPP プロジェクトの経験	ELP 製品供給契約サプライヤー :0.5%	0.5%
サプライチェーン	GSC 基準(DB12/T662-2016) ⁸¹ を順守するサプライヤー :1% 第三者認証の GSC システム保有サプライヤー :1%	2%
ガバナンス	GB/T24001 または ISO14001 シリーズの環境マネジメントシステム認証を取得しているサプライヤー :0.5%	0.5%
設計	リサイクル可能、取扱い容易、修理しやすい製品 :0.5% メンテナンス、組み立て、分解が容易な製品 :0.5% 環境に優しい材料で最適な資源効率、及び業界平均を超える総合的な環境性能を備えた製品 :1%	2%
原材料	リサイクル可能かつ認証を受けたグリーン素材と、FSC、CITES、及び/または検疫証明書を持つ責任ある木材の製品 :1% 製品の主要材料の排出規制の順守 :0.4% 製品補助材料の排出規制の順守 :0.6%	2%
製造工程	環境規制違反の記録がないサプライヤー :0.5% 騒音低減及び防塵対策を実施しているサプライヤー :0.5% 第三者による監査済みのクリーンプロダクションプロセスを持つサプライヤー :1%	2%
包装と配送	リサイクル可能で環境に優しい包装材料の使用を最小限に抑	1%

⁸⁰ 持続可能な社会の実現を目指す 1,750 以上の自治体で構成された国際ネットワーク

<http://japan.iclei.org/about/outline.html>

⁸¹ 「グリーンサプライチェーンマネジメントシステムの実装ガイド」(天津品質技術監督局)

	えた製品 :0.5% 新エネルギー車が配送する製品 :0.5%	
使用後の処理	サプライヤーによる使用後の回収及び廃棄サービスの保証: 0.5% 効果的で環境に優しい再利用/リサイクルプロセスが可能な サプライヤー :0.5%	1%
合計		15%

(2) 契約実施効果

2018年に本契約で実際に調達された315セットの学校用机と椅子のうち、30トンの家具廃棄物が埋立を回避できることから、92トンのCO₂に相当するGHGが、保証された製品寿命後の回収、リノベーション、再利用サービスにより削減される。なお、2018年に濱海新区は合計6,160セットの学校用机と椅子を調達しているが、ケーススタディとして、これらすべての入札に「グリーンスコアカード」を適用したと仮定した場合、564トンの家具廃棄物と1,627トンのCO₂に相当するGHGが削減されることになる。

(3) 日本のグリーン契約制度に導入する際の課題

スコアカードは家具の製品ライフサイクルを9つのステージに分類し、21項目もの評価ポイントが設定されている。また定量的な評価項目が少なく、ケースバイケースで判断しなければならないと思われる定性的な評価項目が大部分を占めているため、運用が非常に難しいと思われる。家具に関する専門的な知見を有する評価委員の確保も課題である。このため、本契約のように規模の大きいプロジェクトに限定して適用することは可能であるが、日本のグリーン購入法のように共通の仕組みを全国的に展開して反復的に調達を行うには適さないと思われる。一方、日本における家具の調達は、オフィス家具については「判断の基準」に適合する製品が仕様書等で指定される。判断の基準への適合にとどまらず、さらに環境性能の高い製品の調達を目指す場合、「プレミアム基準」の活用が第一に考えられるが、規模の大きいプロジェクトの場合に限って、本契約のスコアカードのような仕組みを採用することも考えられる。

3) ベルギー/フランダース政府 ~ フランダースの事務用品の枠組み契約 ~

(1) 契約方式 < 総合評価落札方式 >

契約の背景

フランダース政府は、2020年までに持続可能な公共調達(SPP)を100%にするという目標を2008年に設定して以降、SPPに取り組んでおり、さらに2015年には、フランダース政府の調達に関する全体的な戦略にSPPが統合されている(調達に関するフランドル計画⁸²)。フランダースはこの計画に従って、長年に亘り事務用品の枠組み契約に持

⁸² フランダース政府のSPP政策と戦略

<http://www.procuraplus.org/public-authorities/flanders>

<https://overheid.vlaanderen.be/beleid-duurzame-overheidsopdrachten>(オランダ語)

持続可能性を組み込んでおり、2016年9月には事務用品の枠組み契約の新たな一般競争入札を公開した。この入札は、(持続可能な)事務用品のデリバリーの公開手続きである。フランダースにおいて3例目の持続可能性を盛り込んだ事務用品の枠組み契約であり、商品リスト(inventory list)から納入される製品の少なくとも50%が持続可能性の基準に適合するという目標が設定された。

契約条件

調達する事務用品には紙製品、筆記用具、フォルダ、ファイリング及び保管用品、(デスク)収納箱、インク及びトナー、テープとのりが含まれる。入札者は、252品目のリスト(インベントリ)とその固定価格、ならびに選択条件として、事務用品に関するさらに包括的なカタログとその価格設定及び数量割引を提示することが求められた。また、252品目それぞれにおいて、少なくとも1つの自社ブランドと1つの上級ブランドを提供する必要があった。

また請負業者は、購入実績について年1回、フランダース政府に報告しなければならない。さらに、今後の持続可能な製品の選択を促すため、毎年すべての顧客に、持続可能な製品の購入実績が優れていた10製品のリストの提供が求められた。

本契約では、輸送についても環境配慮できるように契約条件が定められている。契約条項において、請負業者は25ユーロ(VAT(付加価値税)を除く)未満の注文を配達する際、7.50ユーロを追加請求できると明記されており、これにより、顧客に注文をまとめるよう促し、輸送距離を短縮することを目指している。同様に、入札条件に定められた納期を合意により変更して多くの注文をまとめることも認められている。さらに請負業者は、6カ月ごとに輸送と使用車両の実績をフランダース政府に報告することとなっている。

また契約では、包装の引き取りについても定められている。請負業者は、空のトナー及びインクカートリッジを回収し、可能な限り再利用またはリサイクルする必要がある。請負業者は、回収されたトナー/インクカートリッジの数量と、その後の処理方法(再利用・リサイクル・エネルギー回収等)を記載したレポートを毎年提出しなければならない。

審査及び落札決定の方法

以下の「a.選択基準」及び「b.技術仕様」を満たしている入札者のうち、「c.総合評価点の計算方法」による総合評価点の最も高い者が落札者とされた。

a. 選択基準

- 請負業者は、EMAS(EU Eco-Management and Audit Scheme)⁸³、ISO 14001、またはベルギー(及び海外)地域での同等規格による環境マネジメントシステムを有していること。

b. 技術仕様

- 252品目のうち80品目について、自社ブランド及び上級ブランド製品の代替として持続可能な製品を提供すること。さらに103品目について、持続可能な製

⁸³ EUの環境管理制度。 https://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm

品を提供すること(選択条件)。以下の製品グループごとの持続可能性のミニマム基準(表 3-1-18.)を満たすものについて、本契約下で製品を持続可能に分類できる。フランダース政府は、製品が基準を満たしているか確認するための検証手段(適切なタイプ 環境ラベルを含む)を求めることができる。

(注：持続可能な製品の提供を必須とする品目は、市場調査と過去の実績に基づき決定されたが、残り 69 品目については、この調査で持続可能性の基準を満たす製品が市場に存在しなかったため、持続可能な製品の提供は必須 / 選択条件のいずれにも指定されなかった)

表 3-1-18. 製品グループごとの持続可能性のミニマム基準

製品グループ		持続可能性のミニマム基準
紙製品及び主として紙で構成される製品	コピー用紙	古紙パルプ 100% ^{*1}
	その他の紙製品	持続可能な原料(古紙パルプまたは持続可能に管理された森林からの原料)70%以上、残りは合法的な供給源からのもの ^{*1}
ラベル	紙ラベル	上記 ^{*1} に同じ
	他素材(繊維、プラスチック等)	再生材料または再生可能材料 30%以上
筆記用具(ペン、鉛筆、マーカー等)	軸(該当する場合はキャップ)	再生材料または再生可能材料 50%以上(木材を含んでよい) または 持続可能な森林からの木材 100%
ファイリング及び保管用品(紙製以外のフォルダ、バインダー等を含む)		再生材料または再生可能材料 40%以上
インク、トナー、リンクリボン		水銀、鉛、カドミウム、クロムを含まない再生トナー/インク または 水銀、鉛、カドミウム、クロムを含まないブルーエンジェルまたはノルディックスワンラベルを取得した製品
デスクアクセサリ / その他の事務用品		再生材料または再生可能材料 40%以上
その他の製品		少なくともタイプ I 環境ラベル付きの製品であること

*1... 自社ブランドと上級ブランドの両方に適用。検証手段には技術仕様書、環境製品宣言、または次の証明書/ラベルのいずれかが認められる。

100%リサイクル: ブルーエンジェル、NAPM100%⁸⁴、APUR 100%⁸⁵、FSC リサイクル

⁸⁴ 古紙を 75%以上使用した紙製品の認証マーク。イギリスの NAPM(National Association of Paper Merchants, 仮訳: 全国製紙業協会)が運営していたが、2014 年にこの団体は解散している。

<https://www.printweek.com/print-week/news/1141328/napm-wound-key-resign>

⁸⁵ フランスの APUR (The Association of Producers and Users of Recycled Papers, 仮訳: 古紙生産者協会)が発行する古紙パルプ配合率(50% ~ 100%)を保証するラベル

<http://www.vedura.fr/guide/ecolabel/apur>

70%の持続可能な供給源: EU エコラベル、オーストリアエコラベル⁸⁶、FSC ミックス、PEFC リサイクル、PEFC ミックス、NF Environment⁸⁷(封筒用)
 その他の持続可能性基準についてもフランダーズ政府との協議・承認により認められるが、協議は契約終了後となるため入札への影響はない。

c. 総合評価点の計算方法

➤ 総合評価点(105 点満点)

= 持続可能性基準(最大 35 点) + 持続可能な輸送(最大 15 点) + 価格等(最大 55 点)

表 3-1-19. 総合評価点の配点

項目	評価基準	配点(最大)
持続可能性基準	商品リスト内の持続可能な製品の割合(持続可能な製品が選択条件である 103 品目に基づく)	10 点
	総合カタログにおける持続可能な製品の割合	20 点
	視覚資料、検索エンジン、及び調達者が持続可能な選択を行えるための工夫	5 点
持続可能な輸送	ガソリン 駆動車両の排出基準 (EURO) または ecoscores ⁸⁸	0 ~ 15 点
	人力車両、電気自動車、CNG 車両などの代替技術	
	走行距離と燃料消費量を削減するための措置	
価格等		55 点
合計		105 点

(2) 契約実施効果

実績として、すべての紙製品が持続可能性のミニマム基準に適合する製品が調達された。また 117 品目において、持続可能でない自社ブランドまたは上級ブランド製品に替えて持続可能な製品の供給が行われた。カタログにおいては、掲載製品の 28.48%が持続可能な製品となった。

(3) 日本のグリーン契約制度に導入する際の課題

本契約は、調達する製品の仕様を直接規定するのではなく、購買担当者の判断でミニマム基準に適合する製品の選択が可能となるように、製品ラインアップを用意しておくことを求め、間接的に持続可能な製品の調達を増やそうとするものである。日本のグリーン購入法では、文具については判断の基準を最低要件として調達しなければならないため、このような基準を盛り込むことは難しいが、例えば共同購入(バルク調達)のようなケースで、判断の基準の上乗せとして、プレミアム基準を満足する製品のラインアップを用意することを要件にすることなどが考えられる。また、配送をまとめることを促し

⁸⁶ オーストリアのタイプ 環境ラベル <https://www.umweltzeichen.at/de/home/start>

⁸⁷ 独立した認証機関 AFNOR(フランス標準化協会)が発行する環境ラベル <https://www.ecolabels.fr/>

⁸⁸ 車両の持続可能性を示す指標。数値が高いほど、車両の持続可能性は高くなる。

<http://ecoscore.be/en/home>

て輸送に係る環境負荷を削減しようとする本契約の取組は、同様に物品の「判断の基準」に盛り込むことは難しいが、役務の判断の基準を検討する際に、大いに参考となる事例である。

3 - 1 - 2 - 2 日本とアメリカ合衆国のグリーン公共調達制度の比較

1) 両国のグリーン公共調達制度の概要

(1) 日本のグリーン公共調達制度

日本のグリーン公共調達(GPP)制度は、2001年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」と、2007年に施行された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」にもとづき実施されている。

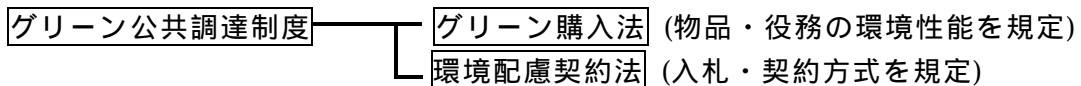


図 3-1-1. 日本のグリーン公共調達制度の概念

グリーン購入法の仕組み

グリーン購入法に基づく、国は調達の対象品目である「特定調達品目」及び、調達基準である「判断の基準」を規定した「基本方針」を策定する。調達主体である国及び独立行政法人等の機関は、この基本方針に即して、毎年度、自らの調達の目標を定めた「調達方針」を作成して調達を行う。そして、調達実績概要を公表するとともに、環境省に報告するという一連の流れによって調達が進められる。なお、グリーン購入法に基づくグリーン購入の実施は、国及び独立行政法人等の機関については義務であるが、地方公共団体及び地方独立行政法人については努力義務である。

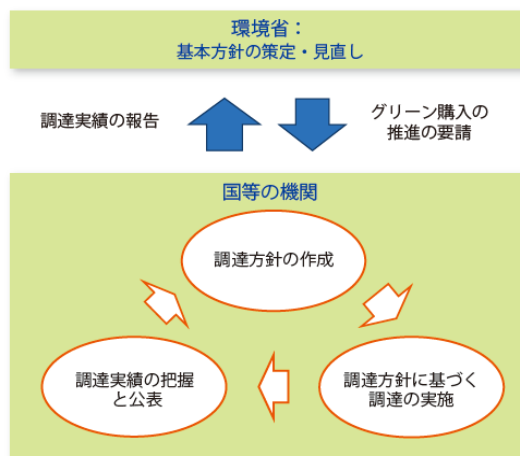


図 3-1-2. グリーン購入法に基づく国の取組
(出典：環境省パンフレット「日本のグリーン購入法」)

環境配慮契約法の仕組み

環境配慮契約法に基づき、国は7つの契約類型(電力の購入、自動車の調達、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、建築物維持管理、産業廃棄物の処理)を重点的に配慮すべき契約とした基本方針を定めており、国及び独立行政法人等の調達機関においては、当該基本方針に従い、環境要素を点数化して一定点数を上回る場合に入札参加資格を付与する裾切り方式や価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価する総合評価落札方式などの環境配慮契約を実施する。また、グリーン購入法と同様に、環境配慮契約の締結実績概要を公表するとともに、環境省に報告するという一連の流れによって進められる。なお、環境配慮契約法も国及び独立行政法人等の機関については義務であるが、地方公共団体については努力義務である。

(2) アメリカ合衆国のグリーン公共調達制度⁸⁹

アメリカ合衆国(以下、米国)は連邦制であるため、ここでは連邦政府機関を対象とした GPP 制度を取り上げる。なお、連邦制である米国においては、連邦の権限が限定的に列挙されており(州間の通商の規制、国防への支出、貨幣の鋳造、移住や帰化の規制、諸外国との条約締結など)、それ以外の権限は州政府以下に留保される。したがって、公共調達に関する権限は州政府に留保され、州政府においては各州法にもとづき公共調達が実施されている。米国の GPP 制度は、これまでバラック・オバマ前大統領が署名し 2015 年に発令された大統領令(Executive Order :EO)13693 号及び連邦調達規則(Federal Acquisition Regulations :FAR)を法的根拠としてきた。その後、2018 年 5 月 17 日にドナルド・トランプ 大統領が署名した大統領令 13834 号⁹⁰が発令され、従前の大統領令に取って代わったものの、その内容は連邦政府のビル運営に関するガイダンスの修正であり、GPP に係る部分の変更は行われていない。そのため、GPP の実施について定めた連邦調達規則 part23⁹¹が存続し、現在に至っている。米国の連邦政府機関は、大統領令及びこの連邦調達規則にもとづき、新規調達契約の 95%以上において持続可能な要求事項を満たす製品・サービスを含めることが求められている。米国は GPP 基準(日本のグリーン購入法「判断の基準」に相当)を持たず、「持続可能な要求事項を満たす製品・サービス」を特定する手段として、米国環境保護庁(EPA)が運営する認証ラベルやプログラム(再生材料、エネルギー効率、バイオベース、節水、化学物質等)のほか、EPEAT(電子製品環境アセスメントツール)やタイプ 環境ラベル等を指定している。また、EPEAT については、連邦政府機関が調達する電子製品の 95%以上は、EPEAT 登録製品を調達することが求められている。したがって連邦政府機関は、調達する品目・サービスに応じて、認証ラベルを取得した製品または各プログラムに適合する製品・サービスを調達することになる。また日本のように、調達方針の策定や調達実績の公表といった調達を

⁸⁹ アメリカ合衆国のグリーン公共調達制度については、「平成 28 年度環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務報告書」において詳報している。

⁹⁰ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-05-22/pdf/2018-11101.pdf>

⁹¹ <https://www.acquisition.gov/content/part-23-environment-energy-and-water-efficiency-renewable-energy-technologies-occupational>

推進するための手順は存在していない。

なお、米国では日本の環境配慮契約法のような入札・契約において環境性能を評価する法的枠組みは確認されていない。

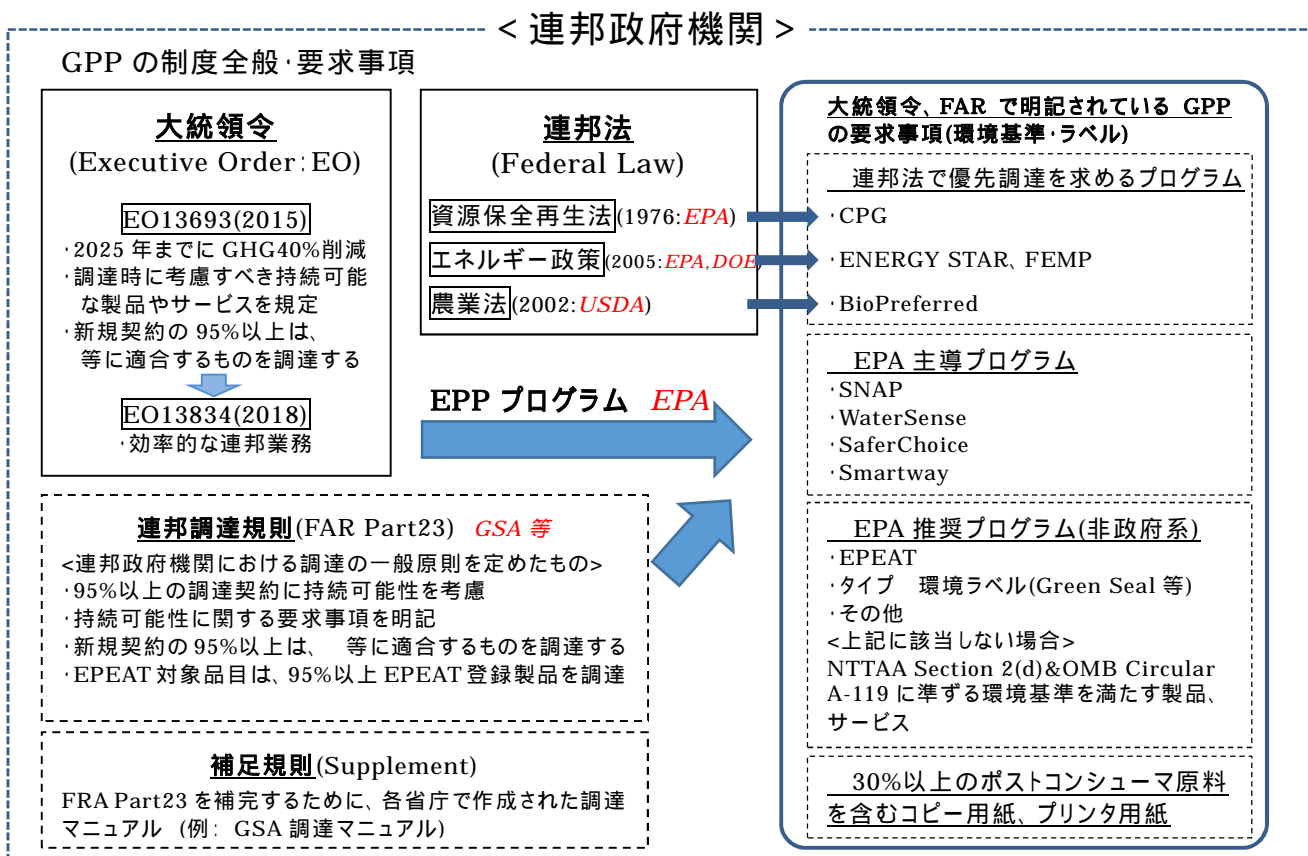


図 3-1-3. アメリカ合衆国の GPP の概要図

(「平成 28 年度環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務報告書」より作成)

2) 両国のグリーン公共調達制度に対する考察

(1) GPP の対象品目

日本のグリーン購入法では、21 分野 276 品目(2019 年度)を対象としているのに対し、米国では「品目」ではなく「契約」を単位として GPP が実施される。なお、米国では「新規調達契約の 95%以上において持続可能な要求事項を満たす製品・サービスを**含むこと**」と規定されており、例えば、1 件の契約の中に 1 品目以上の持続可能な要求事項を満たす製品・サービスが含まれればよいと解されている(平成 28 年度の本業務の一つである国際シンポジウムに招聘した米国連邦調達庁(GSA)の担当官への聞き取りにおいても確認した)。GSA が発行する購買担当者向けのガイダンス「General Service Acquisition Manual Part 523⁹²」には、「Green Procurement Compilation⁹³を

⁹² <https://www.acquisition.gov/content/subpart-5231-sustainable-acquisition-policy>

⁹³ GSA が運営する連邦政府の契約担当者向けに設計された包括的なグリーン購入の情報源 <https://sftool.gov/GreenProcurement/>

使用して、契約に連邦調達規則 part 23 に準拠した持続可能な要件を含める必要があるかどうかを判断する」とあり、契約の中のどの品目に持続可能な要件を含めるかは担当者に任されるようである。また当然ではあるが、米国では GPP 基準を持たないため、大統領令及び連邦調達規則で指定された認証ラベルやプログラムにおいて、調達しようとする品目が対象となっていない場合も除外されると考えられる。

どれだけ多くの対象品目で GPP が実施されるかという観点で考えれば、日本は 21 分野 276 品目については全ての機関で統一的に網羅できるのに対し、米国では購買担当者の意向によるところが多く、不確実性が残る制度設計ともいえる。

なお、EPEAT の対象製品(パーソナルコンピュータ、画像機器、テレビ等の電子製品)に限っては、「契約」ではなく連邦政府機関が調達する電子製品の 95%以上を EPEAT 登録製品にすることとされているため、ほぼ全ての契約で EPEAT 登録製品が指定されていると考えられる。

(2) GPP 基準の有無と入札・契約

日本のグリーン購入法にもとづく調達では、国等の機関は自ら定めた「基本方針」に従い、実際の入札・契約において仕様書に「判断の基準」に適合すること」をいわば技術仕様の一つとして規定することとなる。したがって、国等の機関が 21 分野 276 品目について調達する場合には、全ての入札・契約において「判断の基準」がミニマム基準として要求される。これに対し米国では GPP 基準を持たないため、上述のとおり調達する品目・サービスに応じて、大統領令及び連邦調達規則で指定された認証ラベルやプログラムを入札書類に規定することとなる。しかし、1 件の契約の中でどれだけ品目に持続可能な要件を含めるかは担当者によって左右されるため、持続可能な要件が設定されなかった品目については、価格と品質のみで調達が行われてしまう懸念がある。

(3) GPP 制度の枠組みと PDCA

日本のグリーン購入法では、国等の機関は年度当初に品目ごとの調達目標を含む「調達方針」を策定する。そしてこの方針にもとづき調達を推進し、毎年度、調達実績の公表と環境大臣への報告を行うという PDCA サイクルが構築されている。これに対し米国では、大統領令や連邦調達規則 part23 において、連邦政府機関としての目標設定や調達実績のとりまとめ等の調達の推進に関する手順は規定されておらず、General Service Acquisition Manual Part 523 には、購買担当者が行うべき実務的な調達手順が規定されているのみである。したがって、米国の GPP 制度は、PDCA が機能する仕組みとはなっていないようである。

以上